

# 申命記

イ 九・一、一〇・二二	二 民二二・二四、三三	一 一・二四	一七、二六、四			
四、七	ホ 民二一・三三	書	チ 創二・七、一五	又 創一五・五	申 一〇	三三・二三
ロ 民二三・二六	申 九	一三・二二	一八、一七、七、八、	二二、二八、六二	ワ 王上三・八、九	カ 出 一八・二一
二三	へ 出 三・一	二六・四、二八・一三	ル 母 後 二四・三	力 出 一八・二一	民	一・二六、一七
ハ 民三三・三八	ト 出 一九・一	民 一〇	リ 出 一八・一八	民	チ 創 一五・五、二二	三三

## 第一章

一 是はモーセがヨルダンの此方の曠野紅海に對する平野に在てバラン、トベル、ラバン、ハゼロテ、  
二 デザハブの間にてイスラエルの一切の人に告たる言語なり      二      ホレブよりセイル山の路を経てカデ  
三 シバルネアに至るには十一日路あり      第四十年の十一月にいたりその月の一日にモーセはイスラエルの子孫に  
四 むかひてエホバが彼等のために自己に授けたまひし命令を悉く告たり      是はモーセがヘシボンに住るアモリ人  
五 の王シホン及びエデレイのアシタロテに住るバシヤンの王オグを殺したる後なりき      即ちモーセ、ヨルダンの  
六 此旁なるモアブの地においてこの律法を解明することを爲し始めたり曰く      我らの神エホバ、ホレブにて我らに  
七 告て言たまへり汝らはこの山に居こと日すでに久し      汝ら身を轉らして途に進みアモリ人の山に往き其に鄰れ  
八 る處々に往き平野山地窪地南の地海邊カナン人の地レバノンおよび大河ユフラテ河に到れ      我この地を  
汝らの前に置り入てこの地を獲よ是はエホバが汝らの先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓ひて之を彼らとその  
後の子孫に與へんと言たまひし者なりと

九 彼時我なんぢらに語りて言り我は一人にては汝らをわが任として負ことあたはず      汝らの神エホバ汝ら  
二 衆多ならしめたまひたれば汝ら今日は天空の星のごとくに衆し      願くは汝らの先祖の神エホバ汝らをして今  
三 あるよりは千倍も多くならしめ又なんぢらに約束せしごとく汝らを祝福たまはんことを      我一人にては争で汝  
四 らを吾任となしまた汝らの重負と汝らの争競に當ることを得んや      汝らの支派の中より智慧あり知識ありて人  
五 に識れたる人々を簡べ我これを汝らの首長となさんと      時に汝ら答へて言り汝が言ところの事を爲は善しと

一五 是をもて我汝らの支派の首長なる智慧ありて人に知れたる者等を取て汝らの首長となせり即ち之をもて千人  
 一六 の長百人の長五十人の長十人の長となしまた汝らの支派の中の官吏となせり また彼時に我汝らの士師等に命  
 一七 じて言ひ汝らその兄弟の中の訴訟を聴き此人と彼人の間を正く審判くべし他國の人においても然り 汝ら人を  
 視て審判すべからず小き者にも大なる者にも聽べし人の面を懼るべからず審判は神の事なればなり汝らにおいて  
 一八 斷定がたき事は我に持きたれ我これを聽ん 我かの時に汝らの爲べき事をことごとく汝らに命じたりき  
 一九 我等の神エホバの我等に命じたまひしごとくに我等はホレブより出たち汝らが見知るかの大なる畏しき  
 二〇 曠野を通りアモリ人の山を指てカデシバルネアに至れり 時に我なんぢらに言ひ汝らは我らの神エホバの我ら  
 二一 に與へたまへるアモリ人の山に至れり 視よ汝の神エホバこの地を汝の前に置たまふ汝の先祖の神エホバの汝  
 二二 に言たまふごとく上り往てこれを獲よ懼るゝなかれ猶豫なかれと 汝らみな我に近りて言ひ我等人を我らの先  
 二三 に遣してその地を伺察しめ彼らをして返て何の途より上るべきか何の邑々に入べきかを我らに告しめんと  
 二四 の言わが目に善と見ければ我汝らの中より十二人の者を取り即ち一の支派より一人宛なりき 彼等前みゆきて  
 二五 山に登りエシコルの谷にいたり之を伺ひ その地の菓物を手に取てわれらの許に持くだり我らに復命して言ひ  
 二六 我等の神エホバの我等に與へたまへる地は善地なりと  
 二七 然るに汝等は上り往てこれを好まずして汝らの神エホバの命令に背けり すなはち汝らその天幕にて吐き  
 二八 言ひエホバわれらを惡むが故に我らをアモリ人の手に付して滅ぼさんとしてエジプトの國より我らを導き出せり  
 我等は何方に往べきや我らの兄弟等は言ふその民は我らよりも大にして身長たかく邑々は大にしてその石垣

申一八・二五 八利二四・二二 一六・七 二四・二六 へ出二八・二二、二六 二民二三・二六 一六・七 二四・二六 一六・七 二四・二六 へ出二八・二二、二六 二民二三・二六  
 申一六・二八 約七 二利一九・一五 申 二三 雅二・一 二民一〇・二二 申八 二民一三・二九 二四 二四 四詩一〇六・二四、 二民一三・二八、三一、  
 二四 一六・一九 母前 ホ代下一九六 二五 耶二・六 二民一三・三 二五 二民一三・二七 二五 二五 三二、三三 申九・

一四二 出四・一四、二五 何一・三 徒二三 七八・一四 詩九五・一一 二四 申三・二六、 二二二  
 尾四・二〇 一八 七民一〇・三三三 結 井民一四・二四、三〇 四・二一、三四・四 ヤ民一四・三〇 七民一四・三  
 夕民一三・二八 出一九・四 申三三 詩一〇六・二四 精 二〇・六 書一四・九 詩一〇六・三三 三民二七・一八、二九 九・一一  
 一、二、二、四、六 五 五 申二・一四、一五 一民一四・二四 夕出二四・一三、三三 申三一・七、二三 五民一四・二五  
 一、二、三、四、六、三、九 十出一三・二二 詩 一民一四・二二、二三 才民二〇・一一、二七 一・二一 母前一六・ 夕民一四・四〇

二九 は天に達る我らまたアナクの子孫を其處に見たりと斯いひて我らの氣を挫けりと 時に我なんぢらに語り怖る

三〇 勿れ懼るゝなかれ 汝らに先ち行たまふ汝らの神エホバ、エジプトにおいて汝らの爲に汝らの目の前にて諸の

三一 事をなしたまひし如く今また汝らのために戦ひたまはん 曠野においては汝また汝の神エホバが人のその子を

三二 抱くが如くに汝を抱きたまひしを見たり汝らが此處にいたるまでその路すがら常に然ありしなりと この言を

三三 なせども汝らはなほその神エホバを信ぜざりき エホバは途にありては汝らに先ちゆきて汝らが營を張べき處

三四 を尋ね夜は火の中にあり晝は雲の中にありて汝らの行べき途を示したまへる者なり

三五 エホバ汝らの言語の聲を聞て怒り誓て言たまひけらく この悪き代の人々の中には我が汝らの先祖等に

三六 與へんと誓ひしかの善地を見る者一人も有ざるべし 只エフンネの子カルブのみ之を見ることがを得ん彼が踐た

三七 りし地をもて我かれとかれの子孫に與ふべし其は彼まつたくエホバに従ひたればなり エホバまた汝らの故を

三八 もて我をも怒て言たまへり汝もまた彼處に入ることを得ず 汝の前に侍るヌンの子ヨシユアかしこに入べし彼に

三九 力をつけよ彼イスラエルをして之を獲しむべし また汝等が掠められんと言たりしその汝らの子女および當日

四〇 になほ善惡を辨へざりし汝らの幼兒等彼ら即ちかしこに入べし我これを彼らに與へて獲さすべし 汝らは身を

四一 めぐらし紅海の途より曠野に進みいるべしと

然るに汝ら對て我にいへり我等はエホバにむかひて罪を犯せり然ばわれらの神エホバの凡て我らに命じた

まへるがごとく我ら上りゆきて戦はんと汝らおのおの武器を身に帶て輕々しく山に登らんとせり 時にエホバ

われに言たまひけるは汝かれらに言へ汝ら上りゆくなかれ又戦ふなかれ我なんぢらの中間に居ざればなり汝ら恐らくはその敵に打敗られんと  
 四三 われかく汝らに告たるに汝ら聽ずしてエホバの命令に背き自擅に山に登りたり  
 四四 しが その山に住るアモリ人汝等にむかひて出きたり蜂の驅がごとくに汝らを驅ちらしなんぢらをセイルに打  
 四五 取りてホルマにおよべり 斯りしかばなんぢら還りきたりてエホバの前に哭きたりしがエホバなんぢらの聲を  
 四六 聽たまはず汝らに耳を傾むけたまはざりき 是をもてなんぢらは日久しくカデシに居りなんぢらが其處に居たる日數のごとし

第二章

一 斯て我らは身を轉らしエホバの我に命じたまへる如く紅海の途より曠野に進みいりて日久しくセ  
 二 イル山を行めぐりたりしが エホバつひに我に告て言たまはく 汝等はこの山を行めぐること  
 三 既に久し今よりは北に轉りて進め 汝また民に命じて言へ汝らはセイルに住るエサウの子孫なる汝らの兄弟の  
 四 境界を通らんとす彼らはなんぢらを懼れん汝ら深く自ら謹むべし 彼らを攻る勿れ彼らの地は足の跡に踐ほど  
 五 をも汝らに與へじ其は我セイル山をエサウにあたへて産業となさしめたればなり 汝ら金をもて彼らより食物  
 六 を買て食ひまた金をもて彼らより水をもとめて飲め 汝の神エホバ 汝が手に作ところの諸の事において汝を  
 七 めぐみ汝がこの大なる曠野を通るを看そなはしたまへり汝の神エホバこの四十年のあひだ汝とともに在したれば  
 八 汝は乏しき所あらざりしなり 我らつひにセイル山に住るエサウの子孫なる我らの兄弟を離れてアラバの路を  
 九 通りエラテとエジオンゲベルを経て 轉りてモアブの曠野の路に進みいれり 時にエホバわれに言たまひけるはモアブ人をなやますなかれ

イ民一四・四二 二民一三・二五、二〇 ホ民一四・二五 申一ト民二〇・一四 三民一四・二二、三三、四  
 四民一四・四四、四五 五民一三・二二、二一、一〇 六民一四・四〇 七民一三・二二、二一、一〇 八民一四・二二、三三、四  
 九民一四・二二、二一、一〇 一〇民一三・二二、二一、一〇 一一民一四・四〇 一二民一三・二二、二一、一〇  
 一三民一四・二二、三三、四 一四民一三・二二、二一、一〇 一五民一四・四〇 一六民一三・二二、二一、一〇  
 一七民一四・二二、三三、四 一八民一三・二二、二一、一〇 一九民一四・四〇 二〇民一三・二二、二一、一〇  
 二一民一四・二二、三三、四 二二民一三・二二、二一、一〇 二三民一四・四〇 二四民一三・二二、二一、一〇  
 二五民一四・二二、三三、四 二六民一三・二二、二一、一〇 二七民一四・四〇 二八民一三・二二、二一、一〇  
 二九民一四・二二、三三、四 三〇民一三・二二、二一、一〇 三一民一四・四〇 三二民一三・二二、二一、一〇  
 三三民一四・二二、三三、四 三四民一三・二二、二一、一〇 三五民一四・四〇 三六民一三・二二、二一、一〇  
 三七民一四・二二、三三、四 三八民一三・二二、二一、一〇 三九民一四・四〇 四〇民一三・二二、二一、一〇  
 四一民一四・二二、三三、四 四二民一三・二二、二一、一〇 四三民一四・四〇 四四民一三・二二、二一、一〇  
 四五民一四・二二、三三、四 四六民一三・二二、二一、一〇 四七民一四・四〇 四八民一三・二二、二一、一〇  
 四九民一四・二二、三三、四 五〇民一三・二二、二一、一〇 五一民一四・四〇 五二民一三・二二、二一、一〇  
 五三民一四・二二、三三、四 五四民一三・二二、二一、一〇 五五民一四・四〇 五六民一三・二二、二一、一〇  
 五七民一四・二二、三三、四 五八民一三・二二、二一、一〇 五九民一四・四〇 六〇民一三・二二、二一、一〇  
 六一民一四・二二、三三、四 六二民一三・二二、二一、一〇 六三民一四・四〇 六四民一三・二二、二一、一〇  
 六五民一四・二二、三三、四 六六民一三・二二、二一、一〇 六七民一四・四〇 六八民一三・二二、二一、一〇  
 六九民一四・二二、三三、四 七〇民一三・二二、二一、一〇 七一民一四・四〇 七二民一三・二二、二一、一〇  
 七三民一四・二二、三三、四 七四民一三・二二、二一、一〇 七五民一四・四〇 七六民一三・二二、二一、一〇  
 七七民一四・二二、三三、四 七八民一三・二二、二一、一〇 七九民一四・四〇 八〇民一三・二二、二一、一〇  
 八一民一四・二二、三三、四 八二民一三・二二、二一、一〇 八三民一四・四〇 八四民一三・二二、二一、一〇  
 八五民一四・二二、三三、四 八六民一三・二二、二一、一〇 八七民一四・四〇 八八民一三・二二、二一、一〇  
 八九民一四・二二、三三、四 九〇民一三・二二、二一、一〇 九一民一四・四〇 九二民一三・二二、二一、一〇  
 九三民一四・二二、三三、四 九四民一三・二二、二一、一〇 九五民一四・四〇 九六民一三・二二、二一、一〇  
 九七民一四・二二、三三、四 九八民一三・二二、二一、一〇 九九民一四・四〇 一〇〇民一三・二二、二一、一〇

甲九・二  
夕申二・三二 創一四  
六、三六・二〇  
レ民二・二二、一三  
ソ民一三・二六  
ツ民一四・三三、二六  
六四  
ネ民一四・三五 申一  
ナ特七八・三三、一〇  
三、四、三五 結二〇  
一、五  
六・二六  
ラ創一九・三八  
ム創一四・五  
ウ申二・一〇  
井創三六・八  
ノ創一四六、三六・  
オ創一〇・一四 慶九  
二〇一三〇 申二・  
一、二  
ク耶二五・二〇  
ヤ書一三・三三

また之を攻て戦ふなかれ彼らの地をば我なんぢらの産業に與へじ其は我口トの子孫にアルをあたへて産業となさ

しめたればなりと (昔エミ人こゝに住り是民は大にして數多くアナク人のごとくに身長高かり アナク人

とおなじくレバイムと呼なされたりしがモアブ人はこれをエミ人とよべり ホリ人もまた昔セイルに住をりし

がエサウの子孫これを逐滅し之にかはりて其處に住りイスラエルがエホバに賜はりしその産業の地になせるが如

し) 茲に汝等今たちあがりゼレデ川を涉れとありければ我らすなはちゼレデ川を涉れり カデシバルネア

を出てよりゼレデ川を涉るまでの間の日は三十八年にしてその代の軍人はみな亡果て營中にあらずなりぬエホバ

のかれらに誓ひたまひし如し 誠にエホバ手をもて之を攻めこれを營中より滅ぼしたまひければ終にみな亡は

てたり かく軍人みなその民の中より死亡たる時にあたりて エホバ我に告て言たまひけらく 汝は今日モア

ブの境なるアルを通らんとす 汝アンモンの子孫に近く時に之をなやます勿れ之を攻るなかれアンモンの子孫

の地は我これを汝らの産業に與へじ其は我これを口トの子孫にあたへて産業となさしめたればなり (是もま

たレバイムの國とよびなされたり昔レバイムこゝに住むたればなりアンモン人はかれらをザムズミ人とよべり

この民は大にして數多くアナク人のごとくに身長たかかりしがエホバ、アンモン人の前に之を滅ぼしたまひ

たればアンモン人これを逐はらひて之にかはりて住り その事はセイルに住るエサウの子孫の前にホリ人を滅

ぼしたまひしが如し彼らはホリ人を逐はらひ之にかはりて今日まで其處に住るなり カフトルより出たるカ

フトリ人はまたかの村々に住ひてガザにまで到るところのアビ人を滅ぼし之にかはりて其處に居る) 汝ら起

あがり進みてアルノン河を渉れ我へシボンの王アモリ人シホンとこれが國を汝らの手に付す進んで之を獲よ彼を  
攻て戰へ 今日我一天下の國人に汝を畏ぢ汝を懼れしめん彼らは汝の名聲を聞て慄ひ汝の爲に心を苦めんと

茲に我ケデモテの曠野よりへシボンの王シホンに使者をおくり和好の言を述しめたり云く 我に汝の國

を通らしめよ我は大路を通りて行ん右にも左にも轉らじ 汝金をとりて食物を我に賣て食はせ金をとりて水を

我にあたへて飲せよ我はたゞ徒步にて通らんのみ セイルに住るエサウの子孫とアルに住るモアブ人とが我に

なしたる如くせよ然せば我はヨルダンを濟りて我らの神エホバの我らに賜ひし地にいたらんと 然るにへシボ

ンの王シホンは我らの通ることを容さざりき是は汝の神エホバ彼を汝の手に付さんとてその氣を頑梗しその心を

剛愎にしたまひたればなり今日見るが如し 時にエホバ我に言たまひけるは視よ我いまシホンとこれが地を汝

に與へんとす進んでその地を獲て汝の産業とせよと 茲にシホンその民をことごとく率ゐて出きたりヤハヅに

於て戰ひけるが 我らの神エホバ彼をわれらに付したまひたれば我らかれとその子等とその一切の民を擊殺せ

り その時に我らは彼の邑々を盡く取りその一切の邑の男女および兒童を滅して一人をも遺さざりき 只そ

の家畜および邑々より取たる掠取物は我らこれを獲て自分の物となせり アルノンの河邊のアロエルおよび河

の傍なる邑よりギレアデにいたるまで我らの攻取がたき邑とては一もあらざりき我らの神エホバこれを盡くわれ

らに付したまへり 第アンモンの子孫の地ヤボク川の全岸山地の邑々など凡てわれらの神エホバが我らの往を

禁じたまへる處には汝いたらざりき

イ民二一・二三、二四、ハ申二〇・一〇、二三・三、四、五、一、又申一・八、カ利二七・二八、申七、レ制三二・二二、民  
士一・一八、二一、二民二一・二二、二三、一七、一八、ル民二一・二三、二二、二六、二二・二四、申三、  
口出一五・一四、一五、士一・一九、ト民二一・二三、ヲ申七・二、二〇・一六、ヨ申三・二、四、四、一六、  
申一・二五、書二、ホ民二〇・一九、チ書一・二〇、ワ民二一・二四、申、八、書一三・九、ソ申二・五、九、一九、  
九、一〇、へ民二〇・一八、申、リ出四・二一、二九・七、夕詩四四・三、  
ツ民二一・三三、申、二九・七

ツ民二一・三三、申、二九・七

ネ申一・四  
ナ民二一・三四  
ラ民二一・三五  
ム王上四・一三  
ウ申二・二四 詩一三  
五・一〇、一一、一  
二、一三六・一九、  
六  
ノ代上五・二三  
オ申四・四九  
詩二九  
オ申四・四九  
ク書二・五、一三・マ  
マ申二・九  
二〇  
ケ母後二・二六 耶  
フ申二・三六 書二二  
四九・二 結二一・二  
二  
コ民三二・三三 書一  
二・一、六、一三・八  
エ書一三・二九

### 第三章

一 斯てわれら身をめぐらしてバシヤンの路に上り行けるにバシヤンの王オグその民をことごとく率ゐ出でエデレイに戦はんとせり 時にエホバわれに言たまひけらく彼を懼るゝなかれ我かれとそ  
二 一切の民とその地とを汝の手に付さん汝かのヘシボンに住たるアモリ人の王シホンになせし如く彼に爲べしと  
三 我らの神エホバすなはちバシヤンの王オグとその一切の民を我らの手に付したまひしかば我ら之を撃ころして  
四 一人をも遺さざりき その時に我らこれが邑々をことごとく取り取ざる邑は一も有ざりきその取る邑は六十  
五 是すなはちアルゴブの地にしてバシヤンにおけるオグの國なり この邑々はみな高き石垣あり門あり關ありて  
六 堅固なりき外にまた石垣あらざる邑甚だ多くありき 我らはヘシボンの王シホンになせし如く之を滅しその  
七 一切の邑の男女および兒童をことごとく滅せり 惟その一切の家畜とその邑々よりの掠取物とはこれを獲て  
八 われらの物となせり その時我らヨルダンの此傍の地をアルノン河よりヘルモン山までアモリ人の王二人の手  
九 より取り (ヘルモンはシドン人これをシリオンと呼びアモリ人これをセニルと呼ぶ) すなはち平野の一切  
二 邑ギレアデの全地バシヤンの全地サルカおよびエデレイなどバシヤンに於るオグの國をことごとく取り 彼  
レバイムの遺れる者はバシヤンの王オグ只一人なりき彼の寢臺は鐵の寢臺なりき是は今なほアンモンの子孫の  
ラバにあるに非ずや人の肘によれば是はその長九キユビトその寛四キユビトあり  
三 その時に我らこの地を獲たりしがアルノン河の邊なるアロエルよりの地とギレアデの山地の半とその中の  
四 邑々とは我これをルベン人とガド人に與へたり またオグの國なりしギレアデの殘餘の地とバシヤンの全地と  
は我これをマナセの半支派に與へたりアルゴブの全地すなはちバシヤンの全體はレバイムの國と稱へらる

ナセの子ヤイルはアルゴブの全地を取てゲシユルの境界とマアカの境界にまで至り自分の名にしたがひてパシヤ  
 ンをハラテヤイルと名けたりその名今日にいたる 一五 またマキルには我ギレアデを與へ 一六 ルベン人とガド人に

はギレアデよりアルノン河までを與へその河の眞中をもて界となしまたアンモンの子孫の地の界なるヤボク河に  
 まで至り 一七 またアラバおよびヨルダンとその邊の地をキンネレテよりアラバの海すなはち鹽海まで之にあたへ

て東の方ビスガの麓にいたる 一八

その時我なんぢらに命じて言ひ汝らの神エホバこの地を汝らに與へて産業となさしめたまへば汝ら軍人は  
 身をよろひて汝らの兄弟なるイスラエルの子孫に先だちて涉りゆくべし 一九 但し汝らの妻と子女と家畜は我が汝

らに與へし邑に止るべし我なんぢらが衆多の家畜を有を知なり 二〇 エホバなんぢらに賜ひしごとく汝らの兄弟に  
 も安息を賜ひて彼らもまたヨルダンの彼旁にて汝らの神エホバにたまはるところの地を獲て産業となすに至らば

汝らおのおの我なんぢらに與へし産業に歸るべし 二一 かの時に我ヨシユアに命じて言ひ汝はこの二人の王に汝ら  
 の神エホバのおこなひたまふ所の事を目に視たりエホバまた汝が往ところの諸の國にも斯のごとく行ひたまはん

汝これを懼るゝ勿れ汝らの神エホバ汝らのために戦ひたまはんと 二二  
二三 當時われエホバに求めて言ひ 二四 主エホバよ汝は汝の大なる事と汝の強き手を僕に見すことを始めたま

へり天にても地にても何の神か能なんぢの如き事業を爲し汝のごとき能力を有んや 二五 願くは我をして涉りゆか  
 しめヨルダンの彼旁なる美地美山およびレバノンを見んことを得させたまへと 二六 然るにエホバなんぢらの故を

もて我を怒り我に聽くことを爲たまはずエホバすなはち我に言たまひけるは既に足りこの事を重て我に言なかれ

イ代上二二・二二 八民二二・四一 へ民二二・二四 香 子民三四・二二 申四 又民三三・二〇 ワ出二四・二四 申一 ヨ申一一・二  
 口書一三・一三 母後 二民三三・三九 一三・二二 四九 香二二・三三 ル書二二・四 三〇、二〇・四 夕出一五・一一 母後 八九・六、八  
 三・三、一〇・六 ホ母後二四・五 ト民三四・二二 リ創一四・三三 チ民二七・一八 カ母後二二・八、九 七・二二 詩七一・レ出三・八 申四・二三



二七 汝はヨルダンを濟ることを  
 二八 得ざるべければなり 汝ヨシユアに命じ之に力をつけ之を堅うせよ其はこの民を率ゐて涉りゆき之に汝が見る  
 二九 ところの地を獲さする者は彼なればなりと かくて我らはベテペオルに對する谷に居る  
 一 今イスラエルよ我が汝らに教ふる法度と律法を聽てこれを行へ然せば汝らは生ることを得汝らの  
 二 先祖の神エホバの汝らに賜ふ地にいりて之を産業となすを得べし 我が汝らに命ずる言は汝ら  
 三 これを増しまたは減すべからず我が汝らに命ずる汝らの神エホバの命令を守るべし 汝らはエホバがバアル  
 四 ペオルの事によりて行ひたまひし所を目に觀たり即ちバアルペオルに従ひたる人々は汝の神エホバことごとく之  
 五 を汝らの中間より滅し去たまひしが 汝らの神エホバに附て離れざりし汝等はみな今日までも生ながらへ居る  
 六 なり 我はわが神エホバの我に命じたまひし如くに法度と律法を汝らに教へ汝らをしてその往て獲ところの地  
 七 において之を行はしめんとせり 然ば汝ら之を守り行ふべし然する事は國々の民の目の前において汝らの智慧  
 八 たり汝らの知識たるなり彼らこの諸の法度を聞て言んこの大なる國人は必ず智慧あり知識ある民なりと われ  
 九 らの神エホバは我らがこれに顛もとむるに常に我らに近く在すなり何の國人か斯のごとく大にして神これに近く  
 十 在すぞ また何の國人か斯のごとく大にして今日我が汝らの前に立つこの一切の律法の如き正しき法度と律法  
 十一 とを有るぞ

第四章

一 汝はヨルダンを濟ることを  
 二 得ざるべければなり 汝ヨシユアに命じ之に力をつけ之を堅うせよ其はこの民を率ゐて涉りゆき之に汝が見る  
 三 ところの地を獲さする者は彼なればなりと かくて我らはベテペオルに對する谷に居る  
 四 今イスラエルよ我が汝らに教ふる法度と律法を聽てこれを行へ然せば汝らは生ることを得汝らの  
 五 先祖の神エホバの汝らに賜ふ地にいりて之を産業となすを得べし 我が汝らに命ずる言は汝ら  
 六 これを増しまたは減すべからず我が汝らに命ずる汝らの神エホバの命令を守るべし 汝らはエホバがバアル  
 七 ペオルの事によりて行ひたまひし所を目に觀たり即ちバアルペオルに従ひたる人々は汝の神エホバことごとく之  
 八 を汝らの中間より滅し去たまひしが 汝らの神エホバに附て離れざりし汝等はみな今日までも生ながらへ居る  
 九 なり 我はわが神エホバの我に命じたまひし如くに法度と律法を汝らに教へ汝らをしてその往て獲ところの地  
 十 において之を行はしめんとせり 然ば汝ら之を守り行ふべし然する事は國々の民の目の前において汝らの智慧  
 十一 たり汝らの知識たるなり彼らこの諸の法度を聞て言んこの大なる國人は必ず智慧あり知識ある民なりと われ  
 十二 らの神エホバは我らがこれに顛もとむるに常に我らに近く在すなり何の國人か斯のごとく大にして神これに近く  
 十三 在すぞ また何の國人か斯のごとく大にして今日我が汝らの前に立つこの一切の律法の如き正しき法度と律法  
 十四 とを有るぞ

一〇 等の事汝の心を離れん汝それらの事を汝の子汝の孫に教へよ 汝がホレブにおいて汝の神エホバの前に立る日にエホバわれに言たまひけらく我ために民を集めよ我これに吾言を聴しめ之をしてその世に存らふる日の間我を畏るゝことを學ばせまたその子女を教ふることを爲しめんとすと 是において汝らは前みよりて山の麓に立ちけるが山は火にて焼てその燄は中天に沖り暗くして雲あり黒雲深かりき 時にエホバ火の中より汝らに言ひたまひしが汝らは言詞の聲を聞く而已にて聲の外は何の像をも見ざりし エホバすなはち其契約を汝らに述て汝らに之を守れと命じたまへり是すなはち十誡にしてエホバこれを二枚の石の板に書したまふ かの時にエホバ我に命じて汝らに法度と律法を教へしめたまへり是汝らにその往て獲ところの地にて之を爲しめんとてなりき

一五 ホレブにおいてエホバ火の中より汝らに言ひたまひし日には汝ら何の像をも見ざりしなり然ば汝ら深く自ら慎み 道をあやまりて自己のために偶像を刻む勿れ物の像は男の形にもあれ女の形にもあれ凡て造るなかれ 即ち地の上にをる 諸の獸の像空に飛ぶ 諸の鳥の像 地に匍ふもろもろの物の像地の下の水の中に居る 諸の魚の像など凡て造る勿れ 汝目をあげて天を望み日月星辰など凡て天の衆群を觀誘はれてこれを拜み之に事ふる勿れ是は汝の神エホバが一天下の萬國の人々に分ちたまひし者なり エホバ汝らを取り汝らを鐵の爐の中すなはちエジプトより導きいだして自己の産業の民となしたまへること今日のごとし 然るにエホバなんぢらの故によりて我を怒り我はヨルダンを濟りゆくことを得ずまた汝の神エホバが汝の産業に賜ひしその美地に入ことを得ずと誓ひたまへり 我はこの地に死ざるを得ず我はヨルダンを濟りゆくことあたはずなんぢらは濟

イ創一八・一九 申六 二〇・一八 來二二 ホ申四・三三、三六 一八 出二四・一二、三一 申三三・二一  
 七、一一・二九 詩 一八・一九 王上 一八 出三三・七 二六、二七 申一七・三 伯三一 王上八・五一 耶ラ彼後一・三三、三四、  
 七八・五、六 弗六 八出一九・一八 申五 一九・一一 又出二一・一申三三、 力出二〇・四五 申 一六、二一、三 一六、二一、三 申三三・二七  
 四 申九・九、一一 二三 申三三・五、八 四・二三、五、八 一六、二一、三 一六、二一、三 申三三・二七  
 申一九・九、一六、 二申五・四、二二 申三三・二八 申四〇・一八 申四一・二三 申一七・二五 申一七・二五 申一七・二五  
 申四〇・一八 申四一・二三 申一七・二五 申一七・二五 申一七・二五



三三 ださんとせし神ありしや 汝にこの事を示しよはエホバはすなはち神にしてその外には有ることなしと汝に知し

三六 めんがためなりき 汝を教へんためにエホバ天より汝に聲を聞しめ地に於てはまたその大なる火を汝に示した

三七 まへり即ち汝はその言の火の中より出るを聞き 汝より先祖等を愛したまひしが故にその後の子孫を選び

三八 大なる能力をもて親ら汝をエジプトより導き出したまひ 汝よりも大にして強き國々の民を汝の前より逐はら

三九 ひ汝をその地に導きいりて之を汝の産業に與へんとしたまふこと今日のごとくなり 然ば汝今日知て心に

四〇 思念べし上は天下は地においてエホバは神にいましその外には神有ること無し 今日わが汝に命ずるエホバの

法度と命令を守るべし然せば汝と汝の後の子孫 祥を得汝の神エホバの汝にたまふ地において汝その日を永う

することを得て疆なからん

四一 斯てモーセ、ヨルダンの此旁日の出る方において邑三を別てり 是素より怨なきに誤りて人を殺せる者

四二 をして其處に逃れしむる爲なり其邑の一に逃るゝ時はその人生命を全うするを得べし 即ち一は曠野の内

四三 平野にあるべゼル是はルベン人のためなり一はギレアデのラモテ是はガド人のためなり一はバシヤンのゴラン是

四四 はマナセ人のためなり

四四 モーセがイスラエルの子孫の前に示しよ律法は是なり イスラエルの子孫のエジプトより出たる後モー

四六 セこの誠命と法度と律法を之に述たり 即ちヨルダンの此旁なるアモリ人の王シホンの地にありベテペオルに

四七 對する谷に於て之を述たりシホンはヘシボンに住をりしがモーセとイスラエルの子孫エジプトより出きたりし後

これを撃ほるほして 之が地を獲またバシヤンの王オグの地を獲たり彼ら二人はアモリ人の王にしてヨルダン

イ申三三・三九 母前 二九・三三 二四・一六 來一二 二出二三・三九、一四 へ申四・三五 書二・チ申五・一六、六・三、 六・三、  
二・二 賽四五・五、 口出一九・九、一九、 一八、 二二・二五、 リ民三五・六、一四 一八、 二二・二五、  
一八、二二 可一二 二〇・一八、二二、 八申一〇・二五 四、五 一八、二二・七 弗 又申一九・四 二八、二二・七 弗 又申一九・四  
ル番二〇・八  
ヲ申三・二九  
ワ民二一・二四 申一

四九 力民二一・三五 申三  
 三、四  
 申二・三六、三・二二 二〇・二二 申四・ラ出一九・一六、二〇 ウ出二〇・三  
 夕申三・九 詩一三三 三三、三六、三四 二八、二四・二 井出二〇・四  
 三・三 九 一〇 出二〇・二 利二六 ノ出三四・七  
 申三・一七 本出一九・九、一九、二九 二九 二 申六・四 詩 才耶三二・一八 但九 夕出二〇・七 利一九  
 二 結二〇・二二

四八 の此旁日の出る方に居り 四八 その獲たる地はアルノン河の邊なるアロエルよりヘルモンといふシオン山にいたり

四九 ヨルダンの此旁すなはちその東の方なるアラバの全部を括てアラバの鹽海に達しビスガの麓におよべり

第五章

一 茲にモーセ、イスラエルをことごとく召て之に言ふイスラエルよ今日我がなんぢらの耳に語ると  
 二 ころの法度と律法とを聴きこれを學びこれを守りて行へよ 我らの神エホバ、ホレブに於て我ら

三 と契約を結びたまへり 三 この契約はエホバわれらの先祖等とは結ばずして我ら今日此に生存へをる者と結びた

四 まへり 四 エホバ山において火の中より汝らと面をあはせて言ひたまひしが 五 その時我はエホバと汝らの間に

五 たちてエホバの言を汝らに傳へたり汝ら火に懼れて山にのぼり得ざりければなり

六 エホバすなはち言たまひけらく我は汝の神エホバ汝をエジプトの地その奴隸たる家より導き出せし者なり

七 汝わが面の前に我の外何物をも神とすべからず

八 汝自己のために何の偶像をも彫むべからず又上は天にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中にあ

九 る者の何の形状をも作るべからず 九之を拜むべからず之に事ふべからず我エホバ汝の神は嫉む神なれば我を惡

一〇 む者にむかひては父の罪を子に報いて三四代におよぼし 一〇我を愛しわが誠命を守る者には恩惠を施して千代に

いたるなり

一 汝の神エホバの名を妄に口にあぐべからずエホバは己の名を妄に口にあぐる者を罰せではおかさるべし

二 安息日を守りて之を聖潔すること汝の神エホバの汝に命ぜしごとくすべし 六日のあひだ勞きて汝の

一切の業を爲べし 七日は汝の神エホバの安息なれば何の業務をも爲べからず汝も汝の男子女子も汝の僕婢

も汝の牛驢馬も汝の諸の家畜も汝の門の中にをる他國の人も然り斯なんぢ僕婢をして汝とおなじく息ましむべ

し 汝誌ゆべし汝かつてエジプトの地に奴隸たりしに汝の神エホバ強き手と伸べたる腕とをもて其處より汝を

導き出したまへり是をもて汝の神エホバなんぢに安息日を守れと命じたまふなり

汝の神エホバの汝に命じたまふごとく汝の父母を敬へ是汝の神エホバの汝に賜ふ地において汝の日の長か

らんため汝に祥のあらんためなり 汝殺す勿れ 汝姦淫する勿れ 汝盗むなかれ 汝その隣に對して

虚妄の證據をたつる勿れ 汝その隣人の妻を食るなかれまた隣人の家田野僕婢牛驢馬ならびに凡て汝の

隣人の所有を食るなかれ

是等の言をエホバ山において火の中雲の中黒雲の中より大なる聲をもて汝らの全會衆に告たまひしが此外

には言ことを爲す之を二枚の石の版に書して我に授けたまへり 時にその山は火にて焼をりしが汝ら黒暗の中

よりその聲の出るを聞におよびて汝らの支派の長および長老等我に進みよりて 言けるは視よ我らの神エホバ

その榮光とその大なる事を我らに示したまひて我らその聲の火の中より出るを聞き我ら今日エホバ人と言ひたま

ふてその人の尙生るを見る 我らなんぞ死にいたるべけんや此大なる火われらを焼ほるぼさんとするなり我ら

もし此上になほ我らの神エホバの聲を聞ば死べし 凡そ肉身の者の中誰か能く活神の火の中より言ひたまふ

聲を我らのごとくに聞てなほ生る者あらんや 請ふ汝進みゆきて我らの神エホバの言たまふところを都て聽き

イ創二・二 出二六・八 申四・三四・三七 水申四・四〇 一 二 哈二・九 路 ヲ出二〇・一八・一九 夕申四・三三  
二九・三〇 來四・四 二出二〇・一二 利 へ出二〇・一三 太五 チ出二〇・一五 羅 一二・二五 露七 ワ出二〇・一九  
申一五・一五・一六 一九・三 申二七 一三・九 七・一三・九 一三・九 一三・九 一三・九 一三・九 一三・九  
一六 弗六・二三 一六 弗六・二三 一六 弗六・二三 一六 弗六・二三 一六 弗六・二三 一六 弗六・二三  
西三・二〇 一八・二〇 雅二 又出二〇・一七 米二 二八 申四・一三 申一八・一六 一八・一六 一八・一六  
レ出二〇・一九 來 一三・九 一三・九 一三・九 一三・九 一三・九 一三・九 一三・九 一三・九 一三・九 一三・九 一三・九

ツ申三三・二九 詩 ナ申四・四〇  
 八一・二三 耶四八 ラ加三・一九  
 ・二八 太二三・三七 ム申一七・二〇、二八  
 路一九・四二 ・二四 書一・七、 井申四・四〇  
 申一・一、 二三・六 箴四・二七 ノ申四・一、五・三一、 八・二 傳二二・二三 マ出三・八  
 ウ申一〇・一二 詩 一二・一  
 一一九・六 耶七、 才出二〇・二〇 申  
 一〇・二二、二三 詩 ヤ創一五・五、 二二・  
 一一・一〇、一二 一七  
 一、二 傳二二・二三 マ出三・八  
 夕申四・四〇 箴三、 九 察四二・八 可二二  
 ・二九、三二 約一七  
 ・三 哥前八・四、六 エ申一・二八、三二  
 フ王下二三・二五 四六 詩三七・三 詩七八・四、五、六  
 コ申一〇・一二 太 一、四〇・八、一一 弗六・四  
 九・二一、九八 箴三  
 ・三〇 路一〇・二七  
 ・三 察五一・七  
 テ申四・九、一一・一九  
 詩七八・四、五、六  
 弗六・四

我らの神エホバの汝に告給ふところを都て我らに告よ我ら聽て行はんと

二八 エホバなんぢらが我に語れる言の聲を聞てエホバ我に言たまひけるは我この民が汝に語れる言の聲を聞き

二九 彼らの言ところは皆善し 只願しきは彼等が斯のごとき心を懷いて恒に我を畏れ吾が誠命を守りてその身もそ

三〇 の子孫も永く福祉を得にいたらん事なり 汝ゆきて彼らに言へ汝らおのおのその天幕にかへるべしと 然ど

汝は此にて我 傍に立て我なんぢに諸の誠命と法度と律法とを告しめさん汝これを彼らに教へ我が彼らに與へて

三三 産業となさしむる地において彼らにこれを行はしむべしと 然ば汝らの神エホバの汝等に命じたまふごとくに

汝ら謹みて行ふべし右にも左にも曲るべからず 汝らの神エホバの汝らに命じたまふ一切の道に歩め然せば

汝らは生ることを得かつ福祉を得て汝らの産業とする地に汝らの日を長うすることを得ん

第六章

一 是すなはち汝らの神エホバが汝らに教へよと命じたまふところの誠命と法度と律法とにして汝ら  
 二 がその濟りゆきて獲ところの地にて行ふべき者なり 是は汝と汝の子および汝の孫をしてその  
 三 生命ながらふる日の間つねに汝の神エホバを畏れしめて我が汝らに命ずるその諸の法度と誠命とを守らしめん  
 四 ため又なんぢの日を永からしめんための者なり 然ばイスラエルよ聽て謹んでこれを行へ然せば汝は福祉を獲

汝の先祖の神エホバの汝に言たまひしごとく乳と蜜の流るゝ國にて汝の數おほいに増ん

四 イスラエルよ聽け我らの神エホバは惟一のエホバなり 汝心を盡し精神を盡し力を盡して汝の神エホ

バを愛すべし 今日わが汝に命ずる是らの言は汝これをその心にあらしめ 勤て汝の子等に教へ家に坐する

八 時も路を歩む時も寝る時も興る時もこれ語るべし 汝またこれを汝の手に結びて號となし汝の目の間におきて誌となし 九 また汝の家の柱と汝の門に書記すべし

一〇 汝の神エホバその汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブにむかひて汝に與んと誓ひたりし地に汝を入しめん時は汝をして汝が建たる者にあらざる大なる美しき邑々を得させ 一 汝が盈せるに非る諸の佳物を盈せる家を得させ汝が堀たる者にあらざる堀井を得させ汝が植えしにあらざる葡萄園と橄欖の樹とを得させたまふべし汝は

二 食ひて飽ん 然る時は汝謹め汝をエジプトの地奴隷たる家より導き出しエホバを忘るゝ勿れ 汝の神エホバを畏れてこれに事へその名を指て誓ふことをすべし 一 汝ら他の神々すなはち汝の四周なる民の神々に従ふべからず 一五 汝らの中にいます汝の神エホバは嫉妬神なれば恐くは汝の神エホバ汝にむかひて怒を發し汝を地の面より滅し去たまはん

一六 汝マツサにおいて試みしごとく汝の神エホバを試むるなかれ 一七 汝らの神エホバの汝らに命じたまへる誠命と律法と法度とを汝ら謹みて守るべし 一八 汝エホバの義と視善と視たまふ事を行ふべし然せば汝福祉を獲かつエホバの汝の先祖に誓ひたまひしかの美地に入てこれを産業となすことを得ん 一九 エホバまたその言たまひし如く汝の敵をことごとく汝の前より逐はらひたまはん

二〇 後の日に至りて汝の子なんぢに問てこの汝らの神エホバが汝らに命じたまひし誠命と法度と律法とは何のためなるやと言はば 二一 汝その子に告て言べし我らは昔エジプトにありてパロの奴隷たりしがエホバ強き手をもて我らをエジプトより導き出したまへり 二二 即ちエホバわれらの目の前において大なる畏るべき徴と奇蹟をエジプ

イ出二三・九、一六申 八香二四・一三 詩 路四・八  
一・二八 禮三 一〇五・四四 へ詩六三・一一 賽 二八 耶二五・六 ル出二七・二、七 民 詩一九・四 夕出三三・一四 詩一三五・九  
三、六・二二、七、三 二申八・一〇 四五・二三、六五 一六 耶四・二、五 出二〇・五 申四 四、五 哥前一〇・九 一二二・八、一三 出七・八、九、  
申一・二〇 賽 一〇・二二、二〇、 一三、四 太四・一〇 七、 一二、一六 二四 耶太四・七 路四・二二 一八 一〇、一二、一二、



ツ中六・二 二八 出 民三三・五二 申 夕出三三・三二、三四 一一・二 喇九・二 二二、二六・一九 詩 ア出三三・一三 詩  
 申一〇・一三 伯 利一八・五 申二四 三三・二 二〇・一六、一七 香 二二、一五、一六 マ申六・一五 五〇・五 耶二・三 一〇・五・八、九・一〇  
 三五・七、八 耶三二 三三 羅一〇・三、 井申四・三八、九・一 六・二七、八・二四、 士二・二 申二〇、 夕出三三・二四、三四 コ出一九・五 摩三・ 路一・五五、七二、七  
 三九 五 ノ申七・二三、 三三、 九・二四、一〇・二 一〇 香二・一四、 二・三 申二・二、 二 彼前二・九 三  
 ナ申四・一、八・一 詩 ム申三・一、三 詩四四 一四 八、四〇、一一・二 九・一八 士一・二四 三 五申一〇・二二 二 申一〇・二二  
 四一・二 路一〇、 二、三 オ利二七・二八、二九 一、一二 ヤ香二二・二二 王上 七出一九・六 申一四 申一〇・一五

三 トとバロとその全家とに示したまひ 我らを其處より導き出して其曾て我等の先祖に誓ひし地に我らを入れて  
 二 之を我らに與へたまへり 而してエホバ我らにこの諸の法度を守れと命じたまふ是われらをして我らの神エホ  
 二五 バを畏れて常に幸ならしめんため又エホバ今日のごとく我らを守りて生命を保たしめんとてなりき 我らもし  
 その命ぜられたることく此一切の誠命を我らの神エホバの前に謹んで守らば是われらの義となるべしと

第七章

一 汝の神エホバ汝が往て獲べきところの地に汝を導きいり多の國々の民へテ人ギルガシ人アモリ人  
 カナン人ペリジ人ヒビ人エブス人など汝よりも數多くして力ある七の民を汝の前より逐はらひたま  
 二 はん時 すなはち汝の神エホバかれらを汝に付して汝にこれを撃せたまはん時は汝かれらをことごとく滅すべ  
 三 し彼らと何の契約をもなすべからず彼らを憫むべからず また彼らと婚姻をなすべからず汝の女子を彼の男子  
 四 に與ふべからず彼の女子を汝の男子に娶るべからず 其は彼ら汝の男子を惑はして我を離れしめ之をして他の  
 神々に事へしむるありてエホバこれがために汝らにむかひて怒を發し俄然に汝を滅したまふにいたるべければな  
 五 り 汝らは反て斯かれらに行ふべし即ちかれらの壇を毀ちその偶像を打摧きそのアシラ像を斫たふし火をもて  
 その雕像を焚べし

六 其は汝は汝の神エホバの聖民なればなり汝の神エホバは地の面の諸の民の中より汝を擇びて己の寶の民と  
 七 なしたまへり エホバの汝らを愛し汝らを選ばたまひしは汝らが萬の民よりも數多かりしに因にあらす汝らは  
 八 萬の民の中にて最も小き者なればなり 但エホバ汝らを愛するに因りまた汝らの先祖等に誓し誓を保たんとす

るに因てエホバ強き手をもて汝らを導きいだし汝らを其奴隷たりし家よりエジプトの王バロの手より贖みいだし  
 たまへるなり 汝知べし汝の神エホバは神にましまし眞實の神にましまして之を愛しその誠命を守る者には  
 契約を保ち恩恵をほどこして千代にいたり また之を惡む者には靦面にその報をなしてこれを滅ぼしたまふ  
 エホバは己を惡む者には緩ならず靦面にこれに報いたまふなり 然ば汝わが今日汝に命ずるところの誠命と  
 法度と律法とを守りてこれを行ふべし

汝らもし是らの律法を聽きこれを守り行はゞ汝の神エホバ汝の先祖等に誓ひし契約を保ちて汝に恩恵をほ  
 どこしたまはん 即ち汝を愛し汝を恵み汝の數を増したまひその昔なんぢに與へんと汝らの先祖等に誓たりし

地において汝の兒女をめぐみ汝の地の産物穀物酒油等を殖し汝の牛の産汝の羊の産を増たまふべし 汝は  
 恵まるゝこと萬の民に愈らん汝らの中および汝らの家畜の中には男も女も子なき者は無るべし エホバまた

諸の疾病を汝の身より除きたまひ汝らが知る彼のエジプトの惡き病を汝の身に臨ましめず但汝を惡む者に之を  
 臨ませたまふべし 汝は汝の神エホバの汝に付したまはんところの民をことごとく滅しつくすべし彼らを憫み

見べからずまた彼らの神に事ふべからずその事汝の啓となればなり  
 汝是らの民は我よりも衆ければ我いかでか之を逐はらふことを得んと心に謂ふか 汝かれらを懼るゝな

かれ汝の神エホバがバロとエジプトに爲たまひしところの事を善く憶えよ 即ち汝が眼に見たる大なる試煉と  
 徴證と奇蹟と強き手と伸たる腕とを憶えよ汝の神エホバこれをもて汝を導き出したまへり是のこととく汝の神エホ

イ出二三・三、一四 提後二・一三 來 九・四  
 口賽四九・七 哥前一 一一・一一 約壹一 二賽五九・一八 番一 一 詩一〇五・八、九路 ル出九・一四、一五・ 一三・二二、二五・ 六  
 九、一〇・一三 哥 九 二 一・五五、七二、七三 二六 申二八・二七 一 二 力出二三・三三 申 三 民三三・五三  
 後一・二八 撒前五 八出二〇・六 申五・ 申三三・三五 子約一四・二二 六〇 力出二三・三三 申 三 夕申三一・六  
 二四 撒後三・三 一〇 尼一・五 但 へ利二六・三 申二八 申二八・四 申七・二 一三・三〇 士八・ 一 詩一〇五・五

ツ出二三・二八 香 九、一四、四二、 井出一七・二四 申九 才申七・五 出三二、ケ利二七・二八 申 二九・五 詩一三六 ア出一六・二、三 二一  
 二四・二二 一六・三 香三・一〇 一四、二五・一九、 二〇 申一三・三 一三・一七 香六、 二六 歴二・一〇 出六一・二、一四、 母後七・一四 詩  
 本申一〇・二七 尼一 ラ出二三・二九、三〇 二九・二〇 代上一四・二二 一七、一八、七、一 出六一・四 申一三 三五 詩一〇四・二九 太 八九・三二 歴三、  
 五、四・一四、九、 ム申七・二一 ノ申一一・二五 香一 ク香七・一、二二 七申四・一、五、三二、 三 三 詩一〇四・二九 太 一二 來一二・五、  
 三二 三書一〇・二四、二五、 五、一〇・八、二、三 ヤ士八・二七 香一・三 三三、六・一、二、三 下代下三二・三一 約 四・四 路四・四 六 賦三・一九  
 大民一一・二〇、一四 四二、二二・一 九 九 申一七・一 コ申一三、二、七、 二、二五 二申二九・五 尼九、

二〇 卽ち汝の神エホバ黄蜂を彼らの中に遣りて終に彼らの遣れる者と

二一 汝かれらを懼るゝ勿れ其は汝の神エホバ能力ある畏るべき神汝ら

二三 汝の面を避て匿れたる者とを滅したまはん

二三 汝の神エホバ是等の國人を漸々に汝の前より逐はらひたまはん汝は急速に彼らを滅しつ

二三 汝の神エホバかれらを汝に付し大にこれを惶れ慄かしめて終にこれ

二四 汝の神エホバかれらの名を天が下より削るべし汝には當ることを得る者

二五 なくして汝つひに之を滅ぼし盡すに至らん 汝かれらの神の雕像を火にて焚べし之に著せたる銀あるひは金を

二六 貪るべからず之を己に取べからず恐くは汝これに因て罟にかゝらん是は汝の神エホバの憎みたまふ者なれば也

二六 憎むべき物を汝の家に携へいるべからず恐くは汝も其ごとくに詛はるゝ者とならん汝これを大に忌み痛く嫌

二六 ぶべし是は詛ふべき者なればなり

第八章

一 我が今日なんぢに命ずるところの諸の誠命を汝ら謹んで行ふべし然せば汝ら生ることを得かつ殖

二 増しエホバの汝の先祖等に誓たまひし地に入てこれを産業となすことを得ん 汝記念べし汝の神

三 エホバこの四十年の間汝をして曠野の路に歩ましめたまへり是汝を苦しめて汝を試験み汝の心の如何なるか汝

三 がその誠命を守るや否やを知らんためなりき 卽ち汝を苦しめ汝を飢しめまた汝も知ず汝の先祖等も知ざるところ

四 ろのマナを汝らに食はせたまへり是人はパン而已にて生る者にあらず人はエホバの口より出る言によりて生る者

五 なりと汝に知しめんが爲なり 四 この四十年のあひだ汝の衣服は古びて朽す汝の足は腫ざりし 汝また心に念

六 ふべし人のその子を懲戒ごとく汝の神エホバも汝を懲戒たまふなり  
汝の神エホバの誠命を守りその道にあゆ

七 みてこれを畏るべし 汝の神エホバ汝をして美地に到らしめたまふ是は谷にも山にも水の流あり泉あり溜水あ

八 地 小麦 大麦 葡萄 無花果および石榴ある地油 橄欖および蜜のある地 汝の食ふ食物に缺るところなく

九 汝に何も乏しきところあらざる地なりその地の石はすなはち鐵その山よりは銅を掘とるべし 汝は食ひて飽き

一〇 汝の神エホバにその美地を己にたまひし事を謝すべし

一一 汝わが今日なんぢに命するエホバの誠命と律法と法度とを守らずして汝の神エホバを忘るゝにいたらざる

一二 やう慎めよ 汝食ひて飽き美しき家を建て住ふに至り また汝の牛羊殖増し汝の金銀殖増し汝の所有みな殖

一三 増にいたらん時に 恐くは汝心に驕りて汝の神エホバを忘れんエホバは汝をエジプトの地奴隸たる家より導き

一四 出し 汝をみちびきて彼の大にして畏るべき曠野すなはち蛇火の蛇蝎などありて水あらざる乾ける地を通り汝

一五 らのために堅き磐の中より水を出し 汝の先祖等の知ざるマナを曠野にて汝に食せたまへり是みな汝を苦しめ

一六 汝を試みて終に福祉を汝にたまはんとてなりき 汝我力とわが手の働作によりて我この資財を得たりと心に

一七 謂なかれ 汝の神エホバを憶えよ其はエホバ汝に資財を得の力をたまふなればなり斯したまふは汝の先祖等に

一八 誓し契約を今日の如く行はんとてなり 汝もし汝の神エホバを忘れ果て他の神々に従がひ之に事へこれを拜む

一九 ことを爲ば我今日汝らに證をなす汝らはかならず滅亡ん エホバの汝らの前に滅ぼしたまひし國々の民のごと

二〇 く汝らも滅亡べし是なんぢらの神エホバの聲に汝らしたがはざればなり

### 第九章

一 イスラエルよ聽け汝は今日ヨルダンを濟りゆき汝よりも大にして強き國々に入てこれを取んとす

イ申五・三三 八申三三・二五 何一三・六 何一三・六 何一三・六 一四 耶二・六 文民二〇・一一 詩 耶三・一 耶四・七  
口申一・一〇、一一、 二申六・一一、一二 何一三・六 何一三・六 一四 耶二・六 文民二〇・一一 詩 耶三・一 耶四・七  
水申二八・四七、三二 へ吾前四・七 一四 耶二・六 文民二〇・一一 詩 耶三・一 耶四・七 一五 耶三・一 耶四・七  
ト詩一〇六・二一 七八・一五、一一四 一五 耶三・一 耶四・七  
チ賽六三・一二、一三、 八 耶三・一 耶四・七  
一四 耶二・六 文民二〇・一一 詩 耶三・一 耶四・七 一五 耶三・一 耶四・七  
ワ申九・四 吾前四・七  
カ幾一〇・二二、何二  
八

ヨ申七・八、二二  
 夕申四・二六、三〇  
 一八  
 レ但九・一一、二二  
 ソ申一・三一、三三  
 ・二六、四・一九  
 ツ申四・三八、七・一、三二、三三  
 一・一・二三  
 ラ申四・二四 來一二  
 ・二九  
 ム申三・三三 書三・  
 一  
 ナ民一三・二二、二八、ウ申七・二三  
 井出二三・三一 申七  
 ・二四  
 ノ申八・一七 羅一一  
 ・六、二〇 哥前四・  
 四、七  
 才創一五・一六 利  
 一八・二四、二五 申  
 一八・二二  
 マ申九・一三 出三二  
 ・九、三三、三三、三四  
 ・九  
 ケ出四・一一、一六  
 ・二、一七、二 民  
 コ出二四・二二、二五  
 一・一・四、二〇・一、  
 二五・二 申三一・  
 ・二八  
 テ出三一・一八  
 ア出一九・一七、二〇  
 ・二 申四・一〇、  
 一〇・四、一八・二六

ニ その邑々は大にして石垣は天に達り 二 その民は汝が知ところのアナクの子孫にして大かつ身長たかし汝また  
 三 人の言るを聞き云く誰かアナクの子孫の前に立ことを得んと 三 汝今日知る汝の神エホバは燬つくす火にましま  
 して汝の前に進みたまふとエホバかならず彼らを滅ぼし彼らを汝の前に攻伏たまはんエホバの汝に言たまひし如  
 四 く汝かれらを逐はらひ速かに彼らを滅ぼすべし 四 汝の神エホバ汝の前より彼らを逐はらひたまはん後に汝心  
 に言なかれ云く我の義がためにエホバ我をこの地に導きいりてこれを獲させたまへりとそはこの國々の民の惡  
 五 きがためにエホバ之を汝の前より逐はらひたまふなり 五 汝の往てその地を獲は汝の義きによるにあらず又なん  
 ぢの心の直によるに非ずこの國々の民惡きが故に汝の神エホバこれを汝の前より逐はらひたまふなりエホバの斯  
 したまふはまた汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓たりし言を行はんとてなり  
 六 汝知る汝の神エホバの汝に此美地を與へて獲させたまふは汝の義きによるに非ず汝は項の強き民なればな  
 七 り 汝曠野に於て汝の神エホバを怒せし事を憶えて忘るゝ勿れ汝らはエジプトの地を出し日より此處にいたる  
 八 日まで常にエホバに悖れり 八 ホレブにおいて汝らエホバを怒せればエホバ汝らを怒りて汝らを滅ぼさんとし  
 九 たまへり 九 かの時われ石の板すなはちエホバの汝らに立たまへる契約を載る石の板を受んとて山に上り四十日  
 一〇 四十夜山に居りバンも食ず水も飲ざりき 一〇 エホバ我に神の指をもて書しるしたる文字ある石の板二枚を授けた  
 二 まへりその上には集會の日にエホバが山において火の中より汝らに告たまひし言をことごとく載す 二 すなはち  
 三 四十日四十夜過し時エホバ我にその契約を載る板なる石の板二枚を授け 三 而してエホバ我に言たまひけるは汝

起あがりて速かに此より下れ汝がエジプトより導き出し、民は悪き事を行ふなり彼らは早くもわが彼らに命ぜし  
 道みちを離れて自己おのれのために偶像ぐうざうを鑄造いづくれりと エホバまた我われに言たまひけるは我われこの民たみを觀みたり視みよ是これは項うなじの強こほ  
 一四 き民たみなり 我われを阻とどむるなかれ我われかれらを滅ほろぼしその名なを天あめが下したより抹けしさり汝なんぢをして彼かれらよりも強つよくまた大なる  
 一五 民たみとならしむべし 是これに於おいて我われ身をめぐらして山やまを下くだりけるが山やまは火ひにて燒やける又またその契約けいやくの板いた二枚まいはわが兩ふたつ  
 一六 の手てにあり 斯かくて我われ觀みしに汝なんぢはその神かみエホバにむかひて罪つみを犯かし自己おのれのために憤こころしを鑄造いづくりて早くもエホバの  
 一七 汝なんぢらに命めいじたまひし道みちを離はなれたりしかば 我われその二枚まいの板いたをとりてわが兩ふたつの手てよりこれを擲なげち汝なんぢらの目めの前に  
 一八 これを碎くだけり 而しかして我われは前まへのごとく四十日じちにち四十夜よエホバの前に伏ふして居をりパンも食くはず水みづも飲のみざりき是これは汝なんぢらエ  
 一九 ホバの目めの前に悪あしき事ことをおこなひ之これを怒いかせて大おほい罪つみを獲えたればなり エホバ忿怒いきりを發はつし憤恨いきどほりをおこし汝なんぢらを  
 二〇 怒いかりて滅ほろぼさんとしたまひしかば我われ懼おそれたりしが此度このたびもまたエホバ我われに聽きたまへり エホバまた痛いたくアロンを  
 二一 怒いかりてこれを滅ほろぼさんとしたまひしかば我われその時ときまたアロンのために祈いのれり 斯かくて我われなんぢらが作りて罪つみを  
 犯かし、憤こころしを取り火ひをもて之これを燒やきこれを搗つきこれを善よく打碎うちくだきて細こき塵ちりとなしその塵ちりを山やまより流ながれ下くだるところの  
 溪流たにがはに投棄なげすてたり

二三 汝なんぢらはタベラ、マツサおよびキプロテハツタワにおいてもまたエホバを怒いからせたり またエホバ、カデ  
 シバルネアより汝なんぢらを遣つかはさんとせし時とき言たまひけるは汝なんぢら上のぼりゆきて我われがなんぢらに與あたふる地ちを獲えて産業さんぎゆふとせよ  
 二四 と然しかるに汝なんぢらはその神かみエホバの命めいに悖もとり之これを信しんぜずまたその言ことばを聽きざりき 我われが汝なんぢらを識しりし日ひより以來このかたなんぢ汝なんぢらは  
 常にエホバに悖もとりしなり

イ出三三・七 八出三三・九 王下一七・一四 五、一〇九・一三 一六、三一・二七 一七、一〇九・一三 一七、一〇九・一三 一七、一〇九・一三  
 口申三一・二九 士二 二申九・六、一〇、ホ出三三・一〇 一〇、ホ出三三・一〇 一〇、ホ出三三・一〇 一〇、ホ出三三・一〇 一〇、ホ出三三・一〇  
 一六、三一・二七 一七、一〇九・一三 一七、一〇九・一三 一七、一〇九・一三 一七、一〇九・一三 一七、一〇九・一三

夕出一七・七	ネ申三一・二七	一四二五	ノ出三四・一・二	ケ出一九・一七	ア王上八・九	ミ民三・六、四・四、八
レ民一・一、四、三四		ウ出三二・一二	才出二五・一〇	・二〇、一八・一六	サ民三三・三一	・二四、一六・九
ソ民一三・三、一四・一		一四二六	ク出二五・一六、二二	フ出二〇・一	キ民三三・三〇	シ民四・一五
ツ詩一〇六・二四、二		ナ申九・一八	ヤ出三五・五、一〇、	コ出三四・二八	ユ民二〇・二八、三三	エ申一八・五
五		ラ出三二・一一	・五一、尼一・一〇	エ出三四・二九	・三八	ヒ利九・二二
		ム創四一・五七	母前	マ出三四・四	メ民三三・三三、三三	二二三 申二一・五
				詩九五・七		

二五 かの時エホバ汝らを滅さんと言たまひしに因て我最初に伏たる如く四十日四十夜エホバの前に伏し  
 二六 霍バに祈りて言けるは主エホバよ汝その大なる權能をもて贖ひ強き手をもてエジプトより導き出し、汝の民汝の  
 二七 産業を滅したまふ勿れ 汝の僕アブラハム、イサク、ヤコブを念たまへ此民の剛愎と悪と罪とを鑑みたまふ勿  
 二八 恐れは汝が我らを導き出したまひし國の人言んエホバその約せし地にかれらを導きいること能はざるに因  
 二九 りまた彼らを惡むに因て彼らを導き出して曠野に殺せりと 抑かれらは汝の民汝の産業にして汝が強き能力  
 をもて腕を伸て導き出したまひし者なり

### 第一〇章

一 かの時エホバ我に言たまひけるは汝石の板二枚を前のごとくに斫て作りまた木の匱一箇を作りて  
 二 山に登り來れ 汝が碎きしかの前の板に載たる言を我その板に書さん汝これをその匱に藏むべし  
 三 我すなはち合歡木をもて匱一箇を作りまた石の板二枚を前のごとくに斫て作りその板二枚を手に執て山に登り  
 四 しかば エホバかの集會の日に山において火の中より汝らに告たるその十誠を前に書したるごとくその板に書  
 五 し而してエホバこれを我に授けたまへり 是に於て我身を轉らして山より下りその板を我が造りしかの匱に藏  
 六 めたり今なほその中にありエホバの我に命じたまへる如し 斯てイスラエルの子孫はヤカン人の井より出たち  
 七 てモセラにいたれりアロン其處に死て其處に葬られその子エレアザルこれに代りて祭司となれり 又其處より  
 八 出たちてグデゴダにいたりグデゴダより出たちてヨテバにいたれりこの地には水の流多かりき かの時エホバ、  
 レビの支派を區分てエホバの契約の匱を昇しめエホバの前に立てこれに事へしめ又エホバの名をもて祝すること

九 を爲せたまへり其事今日にいたる 是をもてレビはその兄弟等の中に分なくまた産業なし惟エホバその産業たり汝の神エホバの彼に言たまへる如し 我は前の日數のごとく四十日四十夜山に居しがエホバその時にもまた我に聽たまへりエホバ汝を滅すことを好みたまはざりき 斯てエホバ我に言たまひけるは汝起あがり民に先だちて進み行き彼らをして我が之に與へんとその先祖に誓ひたる地に入てこれを獲せしめよ

二三 イスラエルよ今汝の神エホバの汝に要めたまふ事は何ぞや惟是のみ即ち汝がその神エホバを畏れその一切の道に歩み之を愛し心を盡し精神を盡して汝の神エホバに事へ 又我が今日汝らに命するエホバの誠命と法度とを守りて身に福祉を得るの事のみ 夫天と諸天の天および地とその中にある者は皆汝の神エホバに屬す

二五 然るにエホバたゞ汝の先祖等を悦びて之を愛しその後の子孫たる汝らを萬の民の中より選びたまへり今日のごとし 然ば汝ら心に割禮を行へ重て項を強くする勿れ 汝の神エホバは神の神主の主大にしてかつ權能ある畏るべき神にましまし人を偏り視ずまた賄賂を受ず 孤兒と寡婦のために審判を行ひまた旅客を愛してこれに食物と衣服を與へたまふ 汝ら旅客を愛すべし其は汝らもエジプトの國に旅客たりし事あればなり 汝の神エホバを畏れ之に事へこれに附従がひその名を指て誓ふことをすべし 彼は汝の讚べき者また汝の神にして汝が目に見たる此等の大なる畏るべき事業をなしたまへり 汝の先祖等は僅か七十人にてエジプトに下りたりしに今汝の神エホバ汝をして天空の星のごとくに多くならしめたまへり

イ民一八・二〇、二四 二出三三・三四、三三 三〇・六 耶四・四 二六 三詩六八・五、一四六 出二五・二 詩三二 申一八・一二 結 又王上八・二七 詩 羅二・二八、二九 西 一・二六 一七 才創一五・五 申一・ 四四・二八 ホ米六・八 一五・一六、一四 二二 代下二九・七 伯 ネ利一九・三三、三四 井母前一二・二四 母 口出三四・二八 申九 へ申六・一三 八・四 力申九・六、一三 三四・一九 徒一〇 太四・ 一八、二五 ト申五・三三 九・四 一三六・二 但二・ 一〇 路四・八 六・二一、二二 八出三三・二四、三三、 三六・五、一・一三 一九・五 詩二四・一 一三六・二 但二・ 三四、三三、一七 三〇・一六、二〇 太 子申四・三七 四七、一一、三六 西三・二五 彼前一 申九・一九 二二・三七 ワ利二六・四一 申 夕獸一七・二四、一九 一七 才創一五・五 申一・ 一〇、二八・六二



ヤ三・七  
マ申八・五  
ケ申五・二四  
フ申七・一九  
エ出四・二七、二八、  
テ民一六・一、三二、  
ア申五・三、七、一九  
エ出三・八  
シ申八・七  
エ王上九・三  
コ詩七八・二二、一三  
一五・九、一〇  
詩二七・三  
詩一〇六  
サ書一・六、七  
キ申九・五  
エ申四・四〇、五・一六  
シ申一四・一八  
ヒ申一・二二、六  
五・九  
一〇六・一一  
一七  
一〇・二七  
一〇・二七  
一七  
一〇・二二

### 第二章

然ば汝の神エホバを愛し常にその職守と法度と律法と誠命とを守るべし 汝らの子女は知すま

た見ざれば我これに言す惟汝らに言ふ汝らは今日すでに汝らの神エホバの懲戒とその大なる事と

その強き手とその伸たる腕とを知り またそのエジプトの中においてエジプト王バロとその全国にむかひて

おこなひたまひし徴證と行爲とを知り またエホバがエジプトの軍勢とその馬とその車とに爲たまひし事すな

はち彼らが汝らの後を追きたれる時に紅海の水を彼らの上に覆ひかゝらしめ之を滅ぼして今日までその跡方なか

らしめし事を知り また此處にいたるまで曠野に於て汝らに爲たまひし事等を知り またそのルベンの子孫

なるエリアブの子等ダタンとアピラムに爲たまひし事すなはちイスラエルの全家の眞中において地その口を啓き

て彼らとその家族とその天幕とその足下に立つ者とを呑つくし、事を知なり 即ち汝らはエホバの行ひたまひ

し此諸の大なる作爲を目に觀たり

然ば汝ら我今日汝らに命する誠命を盡く守るべし然せば汝らは強くなり汝らが濟りゆきて獲んとする地に

いりて之を獲ことを得 またエホバが汝らと汝らの後の子孫にあたへんと汝らの先祖等に誓たまひし地乳と蜜

との流るゝ國において汝らの日を長うすることを得ん 汝らが進みいりて獲んとする地は汝らが出来りしエジ

プトの地のごとくならず彼處にては汝ら種を播き足をもて之に灌漑げりその狀蔬菜園におけるが如し 然ど汝

らが濟りゆきて獲ところの地は山と谷の多き地にして天よりの雨水を吸ふなり その地は汝の神エホバの顧み

たまふ者にして年の始より年の終まで汝の神エホバの日常にその上に在り

汝らもし我今日なんぢらに命する吾命令を善守りて汝らの神エホバを愛し心を盡し精神を盡して之に事へ

二四 なば 我なんぢらの地の雨を秋の雨春の雨ともに時に隨ひて降し汝らをしてその穀物を收入しめ且酒と油を獲

二五 せしめ また汝の家畜のために野に草を生ぜしむべし汝は食ひて飽ん 汝ら自ら慎むべし心迷ひ翻へりて

二六 彼の神々に事へこれを拜む勿れ 恐くはエホバ汝らにむかひて怒を發して天を閉たまひ雨ふらず地物を生ぜず

二七 なりて汝らそのエホバに賜れる美地より速かに滅亡るに至らん

二八 汝ら是等の我言を汝らの心と魂との中に藏めまた之を汝らの手に結びて徴となし汝らの目の間におきて誌

二九 となし 之をなんぢらの子等に教へ家に坐する時も路を歩む時も寢る時も興る時もこれを語り また汝の家

三〇 柱となんぢの門に之を書記べし 然せばエホバが汝らの先祖等に與へんと誓ひたまひし地に汝らのをる日お

三一 よび汝らの子等のをる日は數多くして天の地を覆ふ日の久きが如くならん 汝らもし我が汝らに命する此一切

三二 の誠命を善く守りてこれを行ひ汝等の神エホバを愛しその一切の道に歩み之に附従がはゞ エホバこの國々の

三三 民をことごとく汝らの前より逐はらひたまはん而して汝らは己よりも大にして能力ある國々を獲にいたるべし

三四 凡そ汝らが足の蹠にて踏む處は皆汝らの有とならん即ち汝らの境界は曠野よりレバノンに亘りまたエフラテ

三五 河といふ河より西の海に亘るべし 汝らの前に立ことを得る人あらじ汝らの神エホバ汝らが踏むるところの地

三六 の人々をして汝らを怖ぢ汝らを畏れしめたまふこと其嘗て汝らに言たまひし如くならん

三六 視よ我今日汝らの前に祝福と呪詛とを置く 汝らもし我が今日なんぢらに命する汝らの神エホバの誠命

三六 に遵はゞ祝福を得ん 汝らもし汝らの神エホバの誠命に遵はず翻へりて我が今日なんぢらに命する道を離れ

イ利二六・四	申二八	一九	ト申六・一五	一八書二三・一三	七	ヨ詩七二・五、八九	二二〇
・二二	ホ申二九・一八	伯	チ王上八・三五	代下	一五・一六	ワ申六・九	二九
口耳二・二三	雅五・七	三一・二七	六・二六、七・一三	又申六・六、三三・四六	カ申四・四〇、六・二	タ申一一・二三、六	ツ申九・一
ハ詩一〇四・一四	へ申八・一九、三〇	リ申四・二六、八	ル申六・八	箴三・二、四・一〇	一七	ネ番一・三、一四・九	ム申二・二五
ニ申六・一一	耳二	一七	一九、二〇、三〇	テ申四・九、一〇、六	九・一一	レ申一〇・二〇、三〇	ナ創一五・一八
						出	ウ出二三・二七

井申三〇・一、一五、  
才申二八・一五、  
ク申二七・二二、二三  
ノ申二八・二  
申八・三三  
ヤ創一三・六、七、一  
マ申九・一、二、三、四、五  
ク申五・三三、  
一三、  
エ王下一六・四、一七  
ア民三三・五二、  
士二  
上八・二九、  
代下七  
メ利一七・三、四  
一五、  
二六・一一、  
二七・七  
一〇、一一、  
耶三  
六  
サ申一二・三一  
ユ申一二・二七、一四  
シ申一二・二二、一八  
エ士一七・六、  
二一、  
二二、二三、  
一五、  
利三三・四〇、  
申  
二五  
一六、  
一一、  
一四、  
ヒ申一一・三一

二九 素知ざりし他の神々に従がひなば呪詛を蒙らん 汝の神エホバ汝が往て獲んとする地に汝を導きいりたまふ時は汝ゲリジム山に祝福を置きエバル山に呪詛をおくべし 三〇 この二山はヨルダンの彼旁アラバに住るカナンの地において日の出る方の道の後にありギルガルに對ひてモレの橡樹と相去こと遠らざるにあらずや 汝らはヨルダンを濟り汝らの神エホバの汝らに賜ふ地に進みいりて之を獲んとす必ずこれを獲て其處に住ことを得ん 然ば我が今日なんぢらに授くるところの法度と律法を汝らことごとく守りて行ふべし

第二章

一 是は汝の先祖等の神エホバの汝に與へて獲させたまふところの地において汝らが世に生存ふる日の間常に守り行ふべき法度と律法となり 汝らが逐はらふ國々の民がその神々に事へし處は山にある者も岡にある者も青樹の下にある者もみな之を盡く毀ち 其の壇を毀ちその柱を碎きそのアシラ像を火にて焼きたまたその神々の雕像を砍倒して之が名をその處より絶去べし 但し汝らの神エホバには汝ら是のごとく爲べからず 汝らの神エホバがその名を置んとて汝らの支派の中より擇びたまふ處なるエホバの住居を汝ら尋求めて其處にいたり 汝らの燔祭と犠牲汝らの什一と汝らの手の擧祭汝らの願還と自意の禮物および汝らの牛羊の首出等を汝ら其處に携へ詣り 其處にて汝らの神エホバの前に食をなし又汝らと汝らの家族皆その手を勞して獲たる物をもて快樂を取べし是なんぢの神エホバの祝福によりて獲たるものなればなり 汝ら彼處にては我らが今日此に爲ごとく各々その目に善と見ところを爲べからず 汝らは尙いまだ汝らの神エホバの賜ふ安息と産業にいたらざるなり 然ど汝らヨルダンを渡り汝らの神エホバの汝らに與へて獲させたまふ地に住に

二 いたらん時またエホバ汝らの周圍の敵を除き汝らに安息を賜ひて汝等安泰に住ふにいたらん時は 汝らの神エ

ホバその名を置んために一の處を擇びたまはん汝ら其處に我が命ずる物を都て携へゆくべし即ち汝らの燔祭と

犠牲と汝らの什一と汝らの手の擧祭および汝らがエホバに誓願をたて、獻んと誓ひし一切の佳物とを携へいたる

べし 汝らは汝らの男子 女子 僕 婢とともに汝らの神エホバの前に樂むべしまた汝らの門の内にをるレビ人

とも然すべし其は是は汝らの中間に分なく産業なき者なればなり 汝慎め凡て汝が自ら擇ぶ處にて燔祭を獻

ることをする勿れ 唯汝らの支派の一の中にエホバの選びたまはんその處に於て汝燔祭を獻げまた我が汝に命

ずる一切の事を爲べし 彼處にては汝の神エホバの汝にたまふ祝福に循ひて汝その心に好む獸畜を汝の門の内に殺してその肉を食

ふことを得即ち汚れたる人も潔き人もこれを食ふを得ること 羚羊と牡鹿に於けるが如し 但しその血は食ふべ

からず水の如くにこれを地に灌ぐべし 汝の穀物と酒と油の什一および汝の牛羊の首出ならびに汝が立し誓願

を還すための禮物と汝の自意の禮物および汝の手の擧祭の品は汝これを汝の門の内に食ふべからず 汝の神

エホバの選びたまふ處において汝の神エホバの前に汝これを食ふべし即ち汝の男子 女子 僕 婢および汝の門の

内にをるレビ人とともに之を食ひ汝の手を勞して獲たる一切の物をもて汝の神エホバの前に快樂を取べし

慎め汝が世に生存ふる日の間レビ人を棄る勿れ 汝の神エホバ汝に言しごとくに汝の境界を廣くしたまふに及び汝心に肉を食ふことを欲して言ん我肉を食

はんと然る時は汝すべてその心に好む肉を食ふことを得べし もし汝の神エホバのその名を置んとて擇びたま

ハ、二二、二六、一四、一 一六、二、一七、八、 一、一、一八、一、一〇、九、 一四、 二利、一七、四

イ申、二二、五、一四、一 一八、六、二二、一 王上、八、二九 詩、八、一〇、九、 一四、 二利、一七、四

八、二二、二六、一四 一八、六、二二、一 王上、八、二九 詩、八、一〇、九、 一四、 二利、一七、四

二二、一五、二〇、 六、二六、二、三、 七、八、六、八、 一、一、一八、一、一〇、九、 一四、 二利、一七、四

ル申一四・二七  
ヲ創一五・一八、二八  
一・二四 出三四・二  
四 申一・二四、  
一九八  
一・二四 一・二四  
カ申一・二六  
ヨ創九・四 利一七・  
レ申四・四〇 賽三・  
二四  
一一、二四  
夕出一五・二六 申  
一三・一八 王上  
一・一九  
ツ母前一・二二、二二、  
二四  
一〇  
ソ民五・九、一〇、一八  
ナ申一・二・二五  
ラ出二三・二三 申  
一九・一 卷二三・四  
一七・二一  
一七・二一  
ム申七・二六  
ウ申一・二・四 利一八  
三、二六、三〇 王  
下二七・二五  
ノ申四・二、一三・一  
八 卷一・七 燬  
二・九  
二一 申一八・一〇  
耶三二・三五 結  
二二・三七  
オ創一〇・二  
ク太二四・二四 撒後  
二・九

へる處汝と離ること遠からば我が汝に命ぜし如く汝そのエホバに賜はれる牛羊を宰り汝の門の内にて凡てそ

の心に好む者を食ふべし 牡鹿と羚羊を食ふがごとく汝これを食ふことを得汚れたる者も潔き者も均くこれを

食ふことを得るなり 唯堅く慎みてその血を食はざればなり汝その生命を肉とともに食ふ

べからず 汝これを食ふ勿れ水のごとくにこれを地に灌ぐべし 汝血を食はざれば汝もし斯エホバの善と觀た

まふ事を爲ば汝の身と汝の後の子孫とに福祉あらん 唯汝の獻げたる聖物と誓願の物とはこれをエホバの擇び

たまふ處に携へゆくべし 汝燔祭を獻る時はその肉と血を汝の神エホバの壇に供ふべくまた犠牲を獻る時は

その血を汝の神エホバの壇の上に灌ぎその肉を食ふべし わが汝に命ずる是等の言を汝聽て守れ汝かく汝の神

エホバの善と觀正と觀たまふ事を爲ば汝と汝の後の子孫に永く福祉あらん

汝の神エホバ汝が往て逐はらはんとする國々の民を汝の前より絶去たまひて汝つひにその國々を獲てその

地に住にいたらん時は 汝みづから慎め彼らが汝の前に亡びたる後汝かれらに倣ひて器にかゝる勿れまた彼ら

の神を尋求めこの國々の民は如何なる様にてその神々に事へたるか我もその如くにせんと言ことなかれ 汝の

神エホバに向ひては汝然す可らず彼らはエホバの忌かつ憎みたまふ諸の事をその神にむかひて爲しその男子女子

をさへ火にて焚てその神々に獻げたり

我が汝らに命ずること一切の言をなんぢら守りて行ふべし汝これを増なかれまた之を減すなかれ

汝らの中に預言者あるひは夢者興りて徵證と奇蹟を汝に見し 汝に告て我らは今より汝と我

### 第一三章

とが是まで識ざりし他の神々に従ひて之に事へんと言ふことあらんにその徴證または奇蹟これが言ごとく成とも

三 汝その預言者または夢者の言に聽したがふ勿れ其は汝等の神エホバ汝らが心を盡し精神を盡して汝らの神

四 エホバを愛するや否やを知んとて斯なんぢらを試みたまふなればなり 汝らは汝らの神エホバに従ひて歩み之

五 を畏れその誠命を守りその言に遵ひ之に事へこれに附従ふべし その預言者または夢者をば殺すべし是は彼

汝らをして汝らをエジプトの國より導き出し奴隸の家より贖ひ取たる汝らの神エホバに背かせんとし汝の神エホ

六 バの汝に歩めと命ぜし道より汝を誘ひ出さんとして語るに因てなり汝斯して汝の中より惡を除き去べし

七 汝の母の生る汝の兄弟または汝の男子女子または汝の懐の妻または汝と身命を共にする汝の友潜に汝を誘

八 ひて言あらん汝も汝の先祖等も識ざりし他の神々に我ら往て事へん 即ち汝の周圍にある國々の神の或は汝に

九 近く或は汝に遠くして地の此極より地の彼極までに鎮り坐る者に我ら事へんと斯言ことあるとも 汝これに従

十 ふ勿れ之に聽なかれ之を惜み視る勿れ之を憐むなかれ之を庇ひ匿す勿れ 汝かならず之を殺すべし之を殺すに

十一 は汝まづ之に手を下し然る後に民みな手を下すべし 彼はエジプトの國奴隸の家より汝を導き出したまひし汝

十二 の神エホバより汝を誘ひ離さんと求めたれば汝石をもて之を擊殺すべし 然せばイスラエルみな聞て懼れ重ね

十三 て斯る惡き事を汝らの中に行はざらん 汝聞に汝の神エホバの汝に與へて住しめたまへる汝の邑の一に 邪僻なる人を興り我らは今まで識ざり

十四 し他の神々に往て事へんと言てその邑に住む人を誘ひ惑はしたりと言あらば 汝これを見探り善問べし若

イ申一八・三二 耶 王下二三・三 代下 三  
二八・九 太七・三二 三四・三一 申一七・七、二二、  
申八・二 太二四・ 二申一〇・二〇、三〇 二二・二二、二四 哥 米七・五  
二四 哥前一一・一 二一〇 前五・一三 申一七・一三、一九 七、二五 王上一  
九 殿後二・一一 ホ申一八・二〇 耶 申一七・二 又 二〇・一七 一〇・一三 哥後 六・一五  
申一三・一四 一四・一五 耶一三 申一六・五 申二八 申一七・五 二〇・一、二 夕約壹二・一九  
五 四 徒七・ 三 士一九・二二 母前 一 猶一九  
レ申一三・二、六  
ツ出三三・二〇 利  
二七・二八 書六・  
一七、二一  
ネ書六・二四

ナ弊八・二八 弊一七 ヲ申七・二六 書六・ウ創二二・一七、二六・ 井申二二・二五、二八、 二六 加三・二六 四一・五、四七・五 六二・二六・一八、一九 マ利一一・二一  
・二、二五・二 耶 一八 四、二四、二八・一 三二 オ利一九・二八、二一 撒前四・一三 ヤ結四・一四 徒一〇・ ケ利一一・二六、二七  
四九二 ム書六・二六 四 ノ羅八・二六、九・八、 五 耶二六・六、 ク利二〇・二六 申七・ 一三、一四 フ利一一・九

一五 その事真にその言確にして斯る憎むべき事汝らの中に行はれたらば 汝かならずその邑に住む者を刃にかけ  
一六 て撃ころしその邑とその中に居る一切の者およびその家畜を刃にかけて盡く撃ころすべし またその中より獲  
たる掠取物は凡てこれをその衢に集め火をもてその邑とその一切の掠取物をことごとく焚て汝の神エホバに供ふ  
一七 べし是は永く荒邱となりて再び建たほさるゝこと無るべきなり 斯汝この詛はれし物を少許も汝の手に附おく  
勿れ然せばエホバその烈しき怒を静め汝に慈悲を加へて汝を憐れみ汝の先祖等に誓ひしごとく汝の數を衆くし  
一八 たまはん 汝もし汝の神エホバの言を聽き我が今日なんぢに命ずるその一切の誠命を守り汝の神エホバの善と  
觀たまふ事を行はゞ是のごとくなるべし

第一四章

汝らは汝等の神エホバの子等なり汝ら死者のために己が身に傷くべからずまた己が目之間に  
あたる頂の髪を剃べからず 其は汝は汝の神エホバの聖民なればなりエホバは地の面の諸の民の  
中より汝を擇びて己の寶の民となし給へり

三 汝穢はしき物は何をも食ふ勿れ 汝らが食ふべき獣畜は是なり即ち牛羊山羊 牡鹿 羚羊 小鹿

六 凡て獣畜の中蹄の分れ割て二つの蹄を成る反芻獸は汝ら之を食ふべし 但し反芻

者と蹄の分れたる者の中汝らの食ふべからざる者は是なり即ち駱駝 兎および山鼠是らは反芻ども蹄わかれされ

八 ば汝らには汚れたる者なり また豚是は蹄わかるれども反芻ことをせざれば汝らには汚たる者なり汝ら是等の

物の肉を食ふべからずまたその死體に擲るべからず

九 水にをる諸の物の中是のごとき者を汝ら食ふべし即ち凡て翅と鱗のある者は皆汝ら之を食ふべし 凡て

翅と鱗のあらざる者は汝らこれを食ふべからず是は汝らには汚たる者なり

二一 また凡て潔き鳥は皆汝らこれを食ふべし 但し是等は食ふべからず即ち鷓鴣 黃鷹 鷓鴣 鷹 黑鷹の類

二二 各種の鴉の類 鴝鳥 梟 鷓鴣 雀鷹の類 鷓鴣 白鳥 鷓鴣 大鷹 鷓鴣 鷓鴣の類 鷓鴣 および蝙蝠

一九 また凡て羽翼ありて匍とところの者は汝らには汚たる者なり汝らこれを食ふべからず 凡て羽翼をもて飛と

二〇 ころの潔き物は汝らこれを食ふべし

二一 凡そ自ら死たる者は汝ら食ふべからず汝の門の内をる他國の人に之を與へて食しむべし又これを異邦人に賣も可し汝は汝の神エホバの聖民なればなり汝山羊羔をその母の乳にて養べからず

二三 汝かならず年々に田畝に種蒔て穫ところの産物の什一を取べし 而して汝の神エホバの前すなはちエホ

二四 バのその名を置んとて擇びたまはん處において汝の穀物と酒と油の什一を食ひまた汝の牛羊の首出を食ひ斯して

二五 汝の神エホバを常に畏るゝことを學ぶべし 但しその路行に勝がたくして之を携へいたること能はざる時

二六 または汝の神エホバのその名を置んとて擇びたまへる處汝を離るゝこと餘りに遠き時は汝もし汝の神エホバの

二七 恩恵に潤ふ身ならば その物を金に易へその金を包みて手に執り汝の神エホバの擇びたまへる處に往き 凡

二八 て汝の心の好む物をその金に易べし即ち牛羊葡萄酒濃酒など凡て汝が心に欲する物をもとめ其處にて汝の神

二九 エホバの前にこれを食ひ汝と汝の家族ともに樂むべし 汝の門の内をるレビ人を棄る勿れ是は汝の中間に

分なく産業なき者なればなり

三年の末に到る毎にその年の産物の十分の一を盡く持出してこれを汝の門の内に儲蓄ふべし 然る時は

イ利一・一三 二利一七・一五、二二 へ出二三・一九、三四 一二・六、一七 尼 一七、一八 九申一二・七、一八、

ロ利一・二〇 八 結四・一四 二六 一〇・三七 一五・一九、二〇 二六・一一 二六・一一 一八・二〇 申 四

ハ利一・二二 水申一四・二 卜利二七・三〇 申 申 申 一五、六、七、 又申一二・二二 一八・二、三 一八・二、三 一八・二、三 一八・二、三



ヨ申一四・二七、二二、三三、  
 一〇、一一、利二五、  
 タ申二六・二二、  
 二、四申三二・一〇、  
 レ申一五・一〇、  
 九、一〇、馬三・一〇、  
 ツ申三三・二〇、  
 ヲ申二八・八、  
 ナ申二八・一、  
 ラ申二八・二、  
 ム申二八・一、  
 二、三、  
 ノ申二八・五、  
 ウ約三・一七、  
 井刊二五・三五、  
 四二、路六・三四、  
 三五、  
 二二、太二〇・一五、  
 才申二四・一五、  
 ク太二五・四一、  
 ヤ野九・五、  
 二八、  
 マ申一四・二九、  
 二九、詩四一・一、  
 二二、九、  
 ケ太二六・一一、  
 一四・七、約一二・八

汝の中間に分なく産業なきレビ人および汝の門の内をる他國の人と孤子と寡婦など來りてこれを食ひて飽ん  
 斯せば汝の神エホバ汝が手をもて爲とてころの諸の事において汝に福祉を賜ふべし

第一五章

七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし  
 一 七 七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし  
 二 七 七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし  
 三 七 七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし  
 四 七 七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし  
 五 七 七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし  
 六 七 七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし  
 七 七 七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし  
 八 七 七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし  
 九 七 七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし  
 一〇 七 七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし

しその債主は之を放釋べしその鄰またはその兄弟にこれを督促べからず是はエホバの放釋と稱へら  
 異國の人には汝これを督促ことを得されど汝の兄弟に貸たる物は汝の手よりこれを放釋べし  
 斯せば汝らの中間に貧者なからん其は汝の神エホバその汝に與へて産業となさしめたまふ地において大に汝  
 を祝福たまふべければなり  
 只汝もし謹みて汝の神エホバの言に聽したがひ我が今日なんぢに命ずるこの誠命  
 を盡く守り行ふに於ては是のごとくなるべし  
 汝の神エホバ汝に言しごとく汝を祝福たまふべければ汝は衆多  
 の國人に貸ことを得べし然ど借こと有じまた汝は衆多の國人を治めん然ど彼らは汝を治むることあらじ

汝の神エホバの汝に賜ふ地において若汝の兄弟の貧き人汝の門の中にをらばその貧しき兄弟にむかひて汝  
 の心を剛愎にする勿れまた汝の手を閉る勿れ  
 かならず汝の手をこれに開き必ずその要むる物をこれに貸あた  
 へてこれが乏しきを補ふべし  
 汝慎め心に悪き念を起し第七年放釋の年近づけりと言て汝の貧き兄弟に目を  
 かけざる勿れ汝もし斯之に何をも與へずしてその人これがために汝をエホバに訴へなば汝罪を獲ん  
 汝かなら  
 ず之に與ふることを爲べしまた之に與ふる時は心に惜むこと勿れ其は此事のために汝の神エホバ汝の諸の事業と  
 汝の手の諸の働作とに於て汝を祝福たまふべければなり  
 貧き者は何時までも國にたゆること無るべければ我

申 命 記 一五・一——二一

三五三



カ申二二・五二六、レ出二二・七  
ヨ民二八・一九、ソ出二二・一〇、三四、二二・三三、三一、六、利二二・三三・八  
夕出二二・一五、一九、二二五、ナ出二二・八九、代、ム利二二・三三・六、井申一六・一七、哥前、オ申一五・一五  
三九、一三・三三、六、ツ出二二・六、下三五・一三、二二・利二二・一五、ノ申一三・七、二二・一、一六・二、ク出二二・一六、一六、利  
七、三四・一八、ネ王下二二・二三、約、ラ出二二・一六、一三、民二八・二六、徒二、八、一六・一四、ヤ尼八・九、二二・三三・四、民二九

三 びたまふ處にて羊および牛を宰り汝の神エホバの前に逾越節をなすべし 酔いたるパンを之とともに食ふ

べからず七日の間酔いれぬパン即ち憂患のパンを之とともに食ふべし其は汝エジプトの國より出る時は急ぎて出

たればなり斯おこなひて汝その世に生存ふる日の間恒に汝がエジプトの國より出来し日を誌ゆべし 四 その七日

の間は汝の四方の境の内にパン酵の見ることに有しむべからず又なんぢが初日の薄暮に宰りたる者の肉を翌朝ま

で存しおくべからず 汝の神エホバの汝に賜ふ汝の門の内にて逾越の牲畜を宰ることを爲べからず 惟汝の

神エホバのその名を置んとて選びたまふ處にて汝薄暮の日の入る頃汝がエジプトより出たる時刻に逾越の牲畜を

宰るべし 而して汝の神エホバの選びたまふ處にて汝これを燔て食ひ朝におよびて汝の天幕に歸り往くべし

八 汝六日の間酔いれぬパンを食ひ第七日に汝の神エホバの前に會を開くべし何の職業をも爲べからず

九 汝また七七日を計ふべし即ち穀物に鎌をいれ初る時よりしてその七七日を計へ始むべきなり 而して汝

の神エホバの前に七週の節筵を行なひ汝の神エホバの汝を祝福たまふ所にしたがり汝の力に應じてその心に願ふ

禮物を獻ぐべし 斯して汝と汝の男子女子僕婢および汝の門の内に居るレビ人ならびに汝らの中間にをる

賓旅と孤子と寡婦みなともに汝の神エホバのその名を置んとて選びたまふ處にて汝の神エホバの前に樂むべし

二 汝その昔エジプトに奴隸たりしことを誌え是等の法度を守り行ふべし

三 汝禾場と搾場の物を收藏たる時七日の間結 茅節をおこなふべし 節筵をなす時には汝と汝の男子

女子僕婢および汝の門の内なるレビ人賓旅 孤子 寡婦など皆ともに樂むべし 四 エホバの選びたまふ處にて

汝七日の間なんぢの神エホバの前に節筵をなすべし汝の神エホバ汝の諸の産物と汝が手の諸の工事とについて汝を祝福たまふべければ汝かならず樂むことを爲べし 汝の中間の男は皆なんぢの神エホバの擇びたまふ處にて

一年に三次即ち酵いれぬパンの節と七週の節と結茅の節とに於てエホバの前に出べし但し空手にてエホバの前に出べからず 各人汝の神エホバに賜はる恩恵にしたがひて其力におよぶ程の物を獻ぐべし

汝の神エホバの汝に賜ふ一切の邑々に汝の支派に循がひて士師と官人を立べし彼らはまた義き審判をもて民を審判べし 汝裁判を枉べからず人を偏視るべからずまた賄賂を取べからず賄賂は智者の目を暗まし

義者の言を枉ればなり 汝たゞ公義を而已求むべし然せば汝生存へて汝の神エホバの汝に賜ふ地を獲にいたらん

汝の神エホバのために築くところの壇の傍にアシラの木像を立てからず 又また汝の神エホバの惡みたまふ偶像を己のために造るべからず

第十七章

一 凡て疵あり惡き處ある牛羊は汝これを汝の神エホバに獻ぐべからず斯る者は汝の神エホバの忌嫌ひたまふ者なればなり

二 汝の神エホバの汝に賜ふ邑々の中にて汝らの中間に若し或男または女汝の神エホバの目の前に惡事を行ひてその契約に悖り 往て他の神々に事へてこれを拜み我が命ぜざる日や月や天の衆群などを拜むあらんに

四 その事を汝に告る者ありて汝これを聞き細かにこれを査べ見るにその事眞にその言確にしてイスラエルの中

イ利二三・三九、四〇 二申一六・二〇 ト出二三・二六 利 二三・傳七・七 二一・三 代下三三 一中一三・六 夕耶七・二二、二三、三  
口出二三・一四、一七 ホ哥後八・二二 一九・一五 又結一八・五、九 三卷七・一一、一五、 一、一九、五、三二  
三四・二三 へ申一・一六 代上 申一・一七 饒二四 九出三四・一三 王上 利二六・一 二三・一六 士二  
八出二三・一五、三四 二三・四、二六、二 二二・三 一四・一五、一六、三 王申一五・二一 馬一 二〇 王下一八・一 申四・一九 伯三一  
・二〇 哥後八・二二 九代下一九・五、八 出二三・八 箴一七 三五下・一七、一六、 八、一三、一四 二何八・一 二六

ツ利二四・一四、一六 哥後一三・一 提前 五、一九・一九 ウ代下一九・一〇 基 結四四・二四 二二〇 テ耶三〇・二一 半出二三・一七 良  
 申一三・一〇 番七 五・一九 來一〇 ム出二二・二三、二〇、 二二・二一 馬三・七 ヤ民一五・三〇 彌 母前八・五、一九、二 ア王上四・二六、一〇 一四・三、四  
 二二五 二二八 二二二、二八、三三、 井申一二・五、一九 一〇・八 何四・四 〇 二六、二八 詩二〇  
 半民三五・三〇 申 ナ申一三・九 徒七・ 二 民三五・二一、 一七 詩二二・五 五 馬申一八・五、七 七 七 母前九・一五、一〇 一〇 結一七  
 一九・一五 太一八 五八 一六、一九 申一九 ノ耶一八・二八 ケ申一三・五 フ申一三・一、一九 代上三二・一〇 一五  
 二六 約八・一七 ラ申一七・二二、一三、 四、一〇、一一 才申一九・二七 申一九・二七 一九 一九 一五

五に斯る憎むべき事行はれ居たらば 汝その惡き事を行へる男または女を汝の門に曳いだし石をもてその男また

六は女を撃殺すべし 殺すべき者は二人の證人または三人の證人の口に依てこれを殺すべし惟一人の證人の口の

七みをもて之を殺すことは爲べからず 斯る者を殺すには證人まづその手を之に加へ然る後に民みなその手を加

ふべし汝かく惡事を汝らの中より除くべし

八汝の門の内に訟へ争ふ事おこるに當りその事件もし血を相流す事または權理を相争ふ事または互に相撃た

九る事などにして汝に裁判かぬる者ならば汝起あがりて汝の神エホバの選びたまふ處に上り往き 祭司なるレビ

一〇人と當時の士師とに詣りて問べし彼ら裁判の言詞を汝に示さん エホバの選びたまふ處にて彼らが汝に示す

二命令の言のごとくに汝行ひ凡て彼らが汝に教ふることくに慎みて爲べし 即ち彼らが汝に教ふる律法の命令に

三循がひ彼らが汝に告る裁判に依て行ふべし彼らが汝に示す言に違ふて右にも左にも偏るべからず 人もし自ら

壇斷にしその汝の神エホバの前に立て事ふる祭司またはその士師に聽したがはざる有ばその人を殺しイスラエル

一三の中より惡を除くべし 然せば民みな聞て畏れ重て擯斷に事をなさざらん

一四汝の神エホバの汝に賜ふ地に汝いたり之を獲て其處に住におよべる時汝もし我周圍の一切の國人のごとく

一五に我も王をわが上に立んと言あらば 只なんぢの神エホバの選びたまふ人を汝の上にたて、王となすべしまた

一六汝の上に王を立てるには汝の兄弟の中の人をもてすべし汝の兄弟ならざる他國の人を汝の上に立べからず 但し

王となれる者は馬を多く得んとすべからず又馬を多く得んために民を率てエジプトに還るべからず其はエホバ

一七 なんぢらに向ひて汝らはこの後かさねて此路に歸るべからずと宣ひたればなり 一七 また妻を多くその身に有て

心を迷すべからずまた金銀を己のために多く蓄積べからず

一八 彼その國の位に坐するにいたらば祭司なるレビ人の前にある書よりしてこの律法を一の書に書寫さしめ

一九 世に生存ふる日の間つねにこれを己の許に置いて誦み斯してその神エホバを畏るゝことを學びこの律法は一切

二〇 の言と是等の法度を守りて行ふべし 然せば彼の心その兄弟の上に高ぶること無くまたその誠命を離れて右に

も左にもまがること無ししてその子女とともにその國においてイスラエルの中にその日を永うすることを得ん

### 第一八章

一 祭司たるレビ人およびレビの支派は都てイスラエルの中に分なく産業なし彼らはエホバの火祭の

品とその産業の物を食ふべし 彼らはその兄弟の中間に産業を有じエホバこれが産業たるなり

二 即ちその會て之に言たまひしが如し 祭司が民より受べき分は是なり即ち凡て犠牲を獻ぐる者は牛にもあれ

三 羊にもあれその肩と兩方の頬と胃とを祭司に與ふべし 四 また汝の穀物と酒と油の初および羊の毛の初をも之に

五 あたふべし 其は汝の神エホバ汝の諸の支派の中より彼を選び出し彼とその子孫をして永くエホバの名をもて

六 立て奉事をなさしめたまへばなり

七 レビ人はイスラエルの全地の中何の處に居る者にもあれその寄寓たる汝の邑を出てエホバの選びたまふ處

八 に到るあらば 七 その人はエホバの前に侍るその諸兄弟のレビ人とおなじくその神エホバの名をもて奉事をなす

九 ことを得べし 八 その人の得て食ふ分は彼らと同じ但しその父の遺業を賣て獲たる物はこの外に彼に屬す

イ申二八・六八 何ニ申三一・九、二六 王 一五・五  
一五 耶四二・ 下二二・八 ト民一八・二〇、二六 又出三三・二九 民 一三  
ホ番一・八 詩一一九 六二 申一〇・九 一八・二二、二四 王民三五・二、三  
口王上一・三、四 九七、九八 子民一八・八、九 哥前 出二八・一 民三  
ハ王下一・二二 へ申五・三二 王上 九・一三 一〇 代下三一・二  
リ利七・三〇—三四 王申一〇・八、一七 夕代下三一・四 尼 三〇、三一  
一二・四四、四七 ソ利一八・二一 申 一利二〇・二七  
レ利一八・二六、二七、 ツ利一九・二六、三一、 王母前二八・七  
三〇 申一二・二九、 二〇・二七 察八、 申九・四

ム創一七・一 七・三七 一・二・二九 四・五 徒三・二二 一七・八 徒三・二三 三 五 耶二八・九  
ウ申一八・一八 約一 井申九・一〇 才申五・二八 七・三七 四・二五 八・二 申一三・五 耶一四 申一三・一、二 耶  
四・五 徒三・二二、ノ出二〇・一九 來 ク申一八・一五 約一 才申五・一、二 約 八、一二、四九、五〇 二・四、一五 亞一三 二・八 耶  
ア申一八・二〇

九 汝の神エホバの汝に賜ふ地にいたるに及びて汝その國々の民の憎むべき行爲を倣ひ行ふなかれ 汝らの

中間にその男子女子をして火の中を通らしむる者あるべからずまた卜筮する者邪法を行なふ者禁厭する者魔術を

使ふ者 法印を結ぶ者憑鬼する者巫覡の業をなす者死人に詢ことをする者あるべからず 凡て是等の事を爲

す者はエホバこれを憎たまふ汝の神エホバが彼らを汝の前より逐はらひたまひしも是等の憎むべき事のありしに

因てなり 汝の神エホバの前に汝完き者たれ 汝が逐はらふ彼の國々の民は邪法師卜筮師などに聽ことを

なせり然ど汝には汝の神エホバ然する事を許したまはず 汝の神エホバ汝の中汝の兄弟の中より我のとき一箇の預言者を汝のために興したまはん汝ら之に聽こと

をすべし 是まつたく汝が集會の日にホレブにおいて汝の神エホバに求めたる所なり即ち汝言けらく我をして

重てこの我神エホバの聲を聞しむる勿れまた重てこの大なる火を見さす勿れ恐くは我死んと 是においてエ

ホバ我に言たまひけるは彼らの言る所は善し 我かれら兄弟の中より汝のとき一箇の預言者を彼らのために

興し我言をその口に授けん我が彼に命する言を彼ことごとく彼らに告べし 凡て彼が吾名をもて語るところの

吾言に聽したがはざる者は我これを罰せん 但し預言者もし我が語れと命ぜざる言を吾名をもて縦肆に語りまたは他の神々の名をもて語るところを爲す

ならばその預言者は殺さるべし 汝あるひは心に謂ん我ら如何にしてその言のエホバの言たまふ者にあらざる

を知んと 然ば若し預言者ありてエホバの名をもて語るところをなすにその言就すまた效あらざる時は是エホバ

第十九章

一 汝の神エホバこの國々の民を滅し絶ち汝の神エホバこれが地を汝に賜ふて汝つひにこれを獲その  
 二 邑々とその家々に住にいたる時は 汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地の中に三  
 三 の邑を汝のために區別べし 而して汝これに道路を闢きまた汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ  
 四 地の全體を三の區に分ち凡て人を殺せる者をして其處に逃れしむべし  
 五 人を殺せる者の彼處に逃れて生命を全うすべきその事は是のごとし即ち凡て素より惡むことも無く知ずし  
 六 てその鄰人を殺せる者 例ば人木を伐んとてその鄰人とともに林に入り手に斧を執て木を斫んと擊おろす時に  
 七 その頭の鉄柯より脱てその鄰人にあたりて之を死しめたるが如き是なり斯る人は是等の邑の一に逃れて生命を全  
 八 うすべし 恐くは復仇する者心熱してその殺人者を追かけ道路長きにおいては遂に追しきて之を殺さん然るに  
 九 その人は素より之を惡みたる者にあらざれば殺さるべき理あらざるなり 是をもて我なんぢに命じて三の邑を  
 十 汝のために區別べしと言ひ 汝の神エホバ汝の先祖等に誓ひしごとく汝の境界を廣め汝の先祖等に與へんと言  
 十一 し地を盡く汝に賜ふにいたらん時 即ち汝我が今日なんぢに命ずること一切の誠命を守りてこれを行なひ汝の  
 十二 神エホバを愛し恒にその道に歩まん時はこの三の外にまた三の邑を増加ふべし 是汝の神エホバの汝に與へて  
 十三 産業となさしめたまふ地に辜なき者の血を流すこと無らんためなり斯せずばその血汝に歸せん  
 十四 然どももし人その隣人を惡みて之を附覘ひ起かゝり撃てその生命を傷ひて之を死しめ而してこの邑の一に逃  
 十五 れたる事あらば 三 其の邑の長老等人を遣て之を其處より曳きたらしめ復仇者の手にこれを付して殺さしむべし  
 十六 汝かれを憫み視るべからず辜なき者の血を流せる咎をイスラエルより除くべし然せば汝に福祉あらん

イ申一三・二九 二〇・二二 二民三五・二二 へ書二〇・七八 二七・二四 箴二八 一三  
 口出二二・一三 民 八民三五・一五 申四 ホ創一五・一八 申 一・二七 二民三五・三三、三四  
 三五・一〇、一四 書 四・二二 二二・二〇 三五・一六、二四 申 一三・一八、二五 申二一・九 王上二



又申二七・一七 伯 一六 約八・一七 七、二二・二二、レ申二〇・一三 申 一・一  
 二四・二 何五・二〇 哥後一三・一 提前 一申一七・九、二一・五 二二・二二、二四、ソ出二一・二三、二四 申 一・一  
 二八 何五・二〇 五・二九 來一〇 力羅一九・五、九 但 二四・七 利二四・二〇 太五 三一・六、八 申 二 卷二三・一〇  
 ル民三五 三〇 申 二八 六・二四 六・二四 夕申一七・一三、二二 三三・八 代下 一三・二二、三三、三〇  
 一七六 太一八・一 詩二七・二二、三五 ヨ申一三・五、一七、二二 詩二〇・七 賽三一 七、八

一四 汝の神エホバの汝に與へて獲させたまふ地の中において汝が嗣ぐところの産業に汝の先人の定めたる汝の  
 鄰の地界を侵すべからず

一五 何の悪にもあれ凡てその犯すところの罪は只一人の證人によりて定むべからず二人の證人の口によりまた

一六 は三人の證人の口によりてその事を定むべし 一六 もし偽妄の證人起りて某の人は悪事をなせりと言たつること有

一七 ば その相争ふ二人の者エホバの前に至り當時の祭司と士師の前に立べし 一八 然る時士師詳細にこれを査べ

一八 視るにその證人もし偽妄の證人にしてその兄弟にむかひて虚妄の證をなしたる者なる時は 一九 汝兄弟に彼が

一九 蒙らさんと謀れる所を彼に蒙らし斯して汝らの中より悪事を除くべし 二〇 然せばその遺れる者等聞て畏れその後

二〇 かさねて斯る悪き事を汝らの中におこなはじ 二一 汝憫み視ることをすべからず生命は生命眼は眼齒は齒手は

二一 手 足は足をもて償はしむべし

第二章

一 汝その敵と戦はんとて出るに當り馬と車を見また汝よりも數多き民を見るもこれに懼るゝ勿れ  
 其は汝をエジプトの國より導き上りし汝の神エホバなんぢとともに在せばなり 汝ら戰鬥に臨む

二 時は祭司進みいで民に告て 之に言べしイスラエルよ聽け汝らは今日なんぢらの敵と戦はんとて進み來れり心

三 に臆する勿れ懼るゝなかれ倉皇なかれ彼らに怖るなかれ 其は汝らの神エホバ汝らとともに行き汝らのために

四 汝らの敵と戦ひて汝らを救ひたまふべければなりと 斯てまた有司等民に告て言べし誰か新しき家を建て之に

五 移らざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰鬥に死て他の人これに移らん 誰か菓物園を作りて



る樹はこれを斫り枯し汝と戦ふ邑にむかひて之をもて雲梯を築きその降るまで之を攻るも宜し

### 第二章

一 汝の神エホバの汝に與へて獲させたまふ地において若し人殺されて野に仆れをるあらんに之を殺せる者の誰なるかを知ざる時は 汝の長老等と士師等出きたりその人の殺されをる處よりその

二 四周の邑々までを度るべし 而してその人の殺されをる處に最も近き邑すなはちその邑の長老等は未だ使はず

三 未だ軛を負せて牽ざるところの少き牝牛を取り 邑の長老等その牝牛を耕すことも種蒔こともせざる流つきせ

四 ぬ谷に牽ゆきその谷において牝牛の頸を折べし 其の時は祭司たるレビの子孫等其處に進み來るべし彼らは汝

五 の神エホバが選びて己に事へしめまたエホバの名をもて祝することを爲しめたまふ者にて一切の訴訟と一切の

六 争競は彼らの口によりて決定るべきが故なり 而してその人の殺されをりし處に最も近き邑の長老等その谷に

七 て頸を折たる牝牛の上において手を洗ひ 答へて言べし我らの手はこの血を流さず我らの目はこれを見ざりし

八 なり エホバよ汝が贖ひし汝の民イスラエルを赦したまへこの辜なき者の血を流せる罰を汝の民イスラエルの

九 中に降したまふ勿れと斯せば彼らその血の罪を赦されん 汝かくエホバの善と觀たまふ事をおこなひその辜なき

一〇 者の血を流せる咎を汝らの中より除くべし 汝出て汝の敵と戦ふにあたり汝の神エホバこれを汝の手に付したまひて汝これを俘虜となしたる時 汝

一一 もしその俘虜の中に貌美しき女あるを見てこれを悦び取て妻となさんとせば 汝の家の中にこれを携へゆく

一二 べし而して彼はその髪を剃り爪を截り また俘虜の衣服を脱すて汝の家に居りその父母のために一月のあひ

一三 だ哀哭べし然る後なんぢ彼の處に入りてこれが夫となりこれを汝の妻とすべし 其の後汝もし彼を好まずなり

一四 ならば彼の心のまゝに去ゆかしむべし決して金のためにこれを賣べからず汝すでにこれを犯したれば之を嚴く待遇

べからざるなり

二五 一人二人の妻ありてその一人は愛する者一人は悪む者ならんにその愛する者と悪む者の二人ともに男の子を

二六 生ありてその長子もし悪む婦の産る者なる時は 一六 その子等に己の所有を嗣しむる日にその悪む婦の産る長子を

二七 措てその愛する婦の産る子を長子となすべからず 一七 必ずその悪む者の産る子を長子となし己の所有を分つ時に

これには二倍を與ふべし是は己の力の始にして長子の權これに屬すればなり

二八 人にもし放肆にして背悖る子ありその父の言にも母の言にも順はず父母これを責るも聽ことをせざる時は

二九 一九 その父母これを執へてその處の門にいたり邑の長老等に就き 二〇 邑の長老たちに言べし我らの此子は放肆に

三〇 して背悖る者我らの言にしたがはざる者放蕩にして酒に耽る者なりと 二一 然る時は邑の人みな石をもて之を擊殺

すべし汝かく汝らの中より悪事を除き去べし然せばイスラエルみな聞て懼れん

三三 人もし死にあたる罪を犯して死刑に遇ことありて汝これを木に懸て曝す時は 二三 翌朝までその體を木の上

に留おくべからず必ずこれをその日の中に埋むべし其は木に懸らるゝ者はエホバに詛はるゝ者なればなり斯する

は汝の神エホバの汝に賜ふて産業となさしめたまふ地の汚れざらんためなり

### 第二二章

一 汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置べからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて 二 歸すべし 二 汝の兄弟もし汝に近からざるか又は汝かれを知らざる時はこれを汝の家に牽ゆきて汝の

三 許におき汝の兄弟の尋ねきたるに及びて之を彼に還すべし 三 汝の兄弟の驢馬におけるも是のごとく爲しまたそ

の衣服におけるも斯なすべし凡て汝の兄弟の失ひたる遺失物を得たる時も汝かく爲べし之を見すておくべからず

イ創二九・三三 九、二二 本創二五・三一、三三 二二、二四 二六徒二三・二九、一〇、又加三・一三 民  
口代上五・二、二六、八代上五・一 へ申一三・五、一九、ト申二三・一一 二五・一一、二五、 二六、二七 約一九 民二五、四 母後 三三五、三四 民  
一〇代下二一・二 二例四九・三 一九、二〇、二二、 申一九・六、二二、 二六・三一 三二 二一・六 三三 三三、三三、四 民

カ出二三・五  
ヨ利二三・二八  
夕申四・〇四  
レ利一九・一九  
ツ野後六・一四、一五、  
キ民一五・三八  
太 一五・一  
ナ朝二九・二一  
士

四 また汝の兄弟の驢馬または牛の途に踏れをるを見て見すておくべからず必ずこれを助け起すべし

五 女は男の衣服を纏ふべからずまた男は女の衣裳を著べからず凡て斯する者は汝の神エホバこれを憎みたまふなり

六 汝鳥の巢の路の頭または樹の上または土の上にあるを見んに雛または卵その中にありて母鳥その雛または卵の上に伏をらばその母鳥を雛とともに取べからず

七 かならずその母鳥を去しめ唯その雛のみをとるべし然せば汝福祉を獲かつ汝の日を永うすることを得ん

八 汝新しき家を建る時はその屋蓋の周圍に欄杆を設くべし是は人その上より墮てこれが血の汝の家に歸すること無らんためなり

九 汝菓物園に異類の種を混て播べからず然せば汝が播たる種より産する物および汝の菓物園より出る菓物みな聖物とならん

一〇 汝牛と驢馬とを耦せて耕すことを爲べからず 汝毛と麻とをまじへたる衣服を著べからず

一一 汝が上に纏ふ衣服の裾の四方に縁をつくべし

一二 人もし妻を娶り之とともに寢て後これを嫌ひ 我この婦人を娶りしが之と寢たる時にその處女なるを見ざりしと言て誹謗の辭柄を設けこれに惡き名を負せなば

一三 その女の父と母その女の處女なる證跡を取り門にを

一四 而してその女の父長老等に言べし我この人にわが女子を與へて妻となさしめし

一五 此にこの人これを嫌ひ 誹謗の辭柄を設けて言ふ我なんぢの女子の處女なるを見ざりしと然るに吾女子の處女な

一六 りし證跡は此にありと斯いひてその父母かの布を邑の長老等の前に展べし 然る時は邑の長老等その人を執へ

一九 てこれを鞭むちち 又これに銀百シケルを罰ばつしてその女の父に償はらはしむべし其はイスラエルの處女をとめに惡あしき名なを負おせ  
 二〇 たらばなり斯かくてその人はこれを妻つまとすべし一生いっしやうこれを去さることを得えず 然しかれどもこの事こともし眞まことにしてその女の處女をとめな  
 二一 る證跡しるしあらざる時は 二二 その女をんなをこれが父ちちの家の門かどに曳ひきいだしその邑まちの人々ひとびと石いしをもてこれを撃うちころすべし其は彼  
 二三 その父ちちの家いへにて淫みだらなる事ことをなしてイスラエルの中に惡あくをおこなひたればなり汝なんぢかく惡事あくじを汝なんぢらの中うちより除のくべし  
 二四 三三 もし夫をつとに適ゆきし婦をんなと寝いねる男をとこあるを見みばその婦をんなと寝いねたる男をとこと其婦をんなとをともに殺ころし斯かくして惡事あくじをイスラエルの中うち  
 二五 より除のくべし  
 二六 三三 處女をとめなる婦人をんなすでに夫をつとに適ゆきの約やくをなせる後のちある男をとここれに邑まちの内に遇あひてこれを犯をかさば 二四 汝なんぢらその二人ふたりを邑まち  
 二七 の門かどに曳ひきだし石いしをもてこれを撃うちころすべし是これその女をんなは邑まちの内にありながら叫さけぶことをせざるに因よりまたその男  
 二八 はその鄰となりの妻つまを辱はづかしめたるに因より汝なんぢかく惡事あくじを汝なんぢらの中うちより除のくべし  
 二九 然しかれども男をとこもし人に適ゆきの約やくをなし、女をんなに野のにて遇あひこれこれを強しひて犯をかすあらば之これを犯をかし、男をとこのみを殺ころすべし 二六  
 三〇 その女をんなには何なにをも爲なすべからず女をんなには死しにあたる罪つみなし人ひとその鄰人となりびとに起たちかひてこれを殺ころせるとその事ことおなじ 二七 其  
 三一 は男野をとこのにてこれに遇あひたるが故ゆゑにその人に適ゆきの約やくをなし、女をんな叫なびたれども拯すくふ者ものなかりしなり  
 三二 二八 男をとこもし未いまだ人に適ゆきの約やくをなさざる處女をとめなる婦人をんなに遇あひこれを執とらへて犯をかすありてその二人ふたり見みあらはされなば  
 三三 二九 これを犯をかせる男をとこその女の父ちちに銀五十シケルを與あたへて之これを己おのれの妻つまとすべし彼かれその女をんなを辱はづかしめたらば一生いっしやうこれを  
 三四 去さるべからざるなり  
 三五 三〇 人ひとその父ちちの妻つまを娶めとるべからずその父ちちの被ふすまを掀まく開くべからず

イ創三四・七 士三〇 口申一三・五 二太一・一八、一九 又利一八・八、二〇・ル得三・九 結一六・八  
 ・六一・一〇 母後一三 八利二〇・一〇 約八 亦申二一・一四 申出二二・一六、一七 一甲二七・二〇  
 ・二二、二三 五 申三三・二二、二三 申三三・二四 哥前五・一

### 第二十三章

一 外腎を傷なひたる者または玉莖を切りたる者はエホバの會に入べからず

二 私子はエホバの會にいるべからず是は十代までもエホバの會にいるべからざるなり

三 アンモン人およびモアブ人はエホバの會にいる可らず彼らは十代までも何時までもエホバの會にいるべからざるなり

四 是汝らがエジプトより出きたりし時に彼らはバンと水をもて汝らを途に迎へずメソポタミアの

五 ペトル人ベオルの子バラムを傭ひて汝を誑はせんと爲たればなり 然れども汝の神エホバ、バラムに聽ことを

爲給はずして汝の神エホバその呪詛を變て汝のために祝福となしたまへり是汝の神エホバ汝を愛したまふが故

六 なり 汝一生いつまでも彼らのために平安をもまた福祿をも求むべからず

七 汝エドム人を惡べからず是は汝の兄弟なればなりまたエジプト人を惡むべからず汝もこれが國に客たりし

八 こと有ばなり 彼等の生たる子等は三代におよばゞエホバの會にいることを得べし

九 汝軍旅を出して汝の敵を攻る時は諸の惡き事を自ら謹むべし 汝らの中間にもし夜中計ずも汚穢にふれ

二 て身の潔からざる人あらば陣營の外にいづべし陣營の内に入べからず 而して薄暮に水をもて身を洗ひ日の入

三 後陣營に入べし 汝陣營の外に一箇の處を設けおき便する時は其處に往べし また器具の中に小鉢を備へ

四 おき外に出て便する時はこれをもて土を掘り身を返してその汝より出たる物を蓋ふべし 其は汝の神エホバ汝

を救ひ汝の敵を汝に付さんとして汝の陣營の中を歩きたまへばなり是をもて汝の陣營を聖潔すべし然せば汝の中に

汚穢物あるを見て汝を離れたまふこと有ざるべし

一五 其の主人を避て汝の許に逃きたる僕をその主人に交すべからず 一六 その者をして汝らの中に汝とともに居

しめ汝の一の邑の中にて之が善と見て擇ぶ處に住しむべし之を虐遇べからず

一七 イスラエルの女子の中に娼妓あるべからずイスラエルの男子の中に男娼あるべからず 娼妓の得たる價

および狗の價を汝の神エホバの家に携へいりて何の誓願にも用ゐるべからず是等はともに汝の神エホバの憎みたまふ者なればなり

一九 汝の兄弟より利息を取べからず即ち金の利息食物の利息など凡て利息を生ずべき物の利息を取べからず

二〇 他國の人よりは汝利息を取も宜し惟汝の兄弟よりは利息を取べからず然ば汝が往て獲ところの地において汝の神エホバ凡て汝が手に爲ところの事に福祥をくだしたまふべし

二一 汝の神エホバに誓願をかけなば之を還すことを怠るべからず汝の神エホバかならずこれを汝に要めたまふべし怠る時は汝罪あり 汝誓願をかけざるも罪を獲ること有じ 汝が口より出し、事は守りて行ふべし

二二 凡て自意の禮物は汝の神エホバに汝が誓願し口をもて約せしごとくに行ふべし

二四 汝の隣の葡萄園に至る時汝意にまかせてその葡萄を飽まで食ふも宜し然ど器の中に取いるべからず

二五 また汝の隣の麥圃にいたる時汝手にてその穂を摘食ふも宜し然ど汝の隣の麥圃に鎌をいるべからず

一 人妻を取てこれを娶れる後恥べき所のこれにあるを見てこれを好まずなりたらば離縁狀を書いてそれが手に交しこれをその家より出すべし 二 その婦これが家より出たる後往て他の人に嫁ぐことを

三 後に夫もこれを嫌ひ離縁狀を書いてその手にわたして之を家より出し又はこれを妻にめとれるその後の

四 夫死るあるも 是は已に身を汚玷したるに因て之を出したるその先の夫ふたゝびこれを妻にめとるべからず

第二十四章

一 後、夫もこれを嫌ひ離縁狀を書いてその手にわたして之を家より出し又はこれを妻にめとれるその後の夫死るあるも 是は已に身を汚玷したるに因て之を出したるその先の夫ふたゝびこれを妻にめとるべからず

イ出二三・二一 八創一九・五 王下 二五・三六、三七 尼 ホ利一九・三四 申 卜民三〇・二 傳五・ 一三、一四 又太五・三一、一九  
口利一九・二九 箴二 二三・七 五・二、七 詩一五・ 一五・三 四・五 利太二二・一 可二・ 七 可一〇・四  
二六 二出二二・二五 利 五路六・三四、三五 へ申一五・一〇 子民三〇・二 詩六六 二三 路六・一 ル耶三・一



申命記 二四・五——一五  
 三六九  
 申命記 二四・五——一五  
 三六九

是エホバの憎みたまふ事なればなり汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地に汝罪を負すなかれ

五 人あらたに妻を娶りたる時は之を軍に出すべからずまた何の職務をもこれに任すべからずその人は一年

六 家に間居してその娶れる妻を慰むべし

七 人その磨礮を質におくべからず是その生命をつなぐ物を質におくなればなり

八 イスラエルの子孫の中なるその兄弟を拐帶してこれを使ひまたはこれを賣る人あるを見ばその拐帶者を殺

九 し然して汝らの中より惡を除くべし

十 汝癩病を慎み凡て祭司たるレビ人が汝らに教ふる所を善く守りて行ふべし即ち我が彼らに命ぜしごとく

十一 汝ら守りて行ふべし 汝らがエジプトより出きたれる路にて汝の神エホバがミリアムに爲たまひしところの

十二 事を誌えよ

十三 凡て汝の鄰に物を貸あたふる時は汝みづからこれが家にいりてその質物を取べからず 汝は外に立をり

十四 汝が貸たる人その質物を外に持いだして汝に付すべし その人もし困苦者ならば之が質物を留おきて睡眠に就

十五 べからず かならず日の入る頃その質物を之に還すべし然せばその人おのれの上衣をまとふて睡眠につくこと

十六 を得て汝を祝せん是汝の神エホバの前において汝の義となるべし

十七 困苦る貧き傭人は汝の兄弟にもあれ又は汝の地にてなんぢの門の内に寄寓る他國の人にもあれ之を虐ぐ

十八 べからず 當日にこれが値をはらふべし日の入るまで延すべからず其は貧き者にてその心にこれを慕へばなり

十九 恐らくは彼エホバに汝を訴ふるありて汝罪を獲ん

一六 父はその子等の故によりて殺さるべからず子等はその父の故によりて殺さるべからず各人おのれの罪によりて殺さるべきなり

一七 汝他國の人または孤子の審判を曲べからずまた寡婦の衣服を質に取べからず 汝誌ゆべし汝はエジプト

一八 汝に命するなり

一九 汝田野にて穀物を刈る時もその一束を田野に忘れおきたらば返りてこれを取べからず他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし然せば汝の神エホバ凡て汝が手に作ところの事に祝福を降したまはん 汝橄欖を打落す時は再びその枝をさがすべからずその遺れる者を他國の人と孤子と寡婦とに取すべし 汝誌ゆべし汝は摘とる時はその遺れる者を再びさがすべからず他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし

二〇 エジプトの國に奴隷たりしなり是をもて我この事を爲せと汝に命す

二一 人與人との間に争辯ありて來りて審判を求むる時は士師これを鞠きその義き者を義とし惡き者を惡とすべし 其の惡き者もし鞭つべき者ならば士師これを伏せその罪にしたがひて數のごとく

二二 自己の前にてこれを扑すべし これを扑ことは四十を逾べからず若これに逾て是よりも多く扑ときは汝その汝の兄弟を賤め視にいたらん

二三 穀物を碾す牛に口籠をかく可らず

二四 兄弟ともに居んにその中の一人死て子を遺さざる時はその死たる者の妻いでて他人に嫁ぐべからず其夫の

二五

第二章

一 王下一四・六 代下 二五・四 耶三一・二九・三〇 結一八・二〇 馬三・五

二 傲二二・二二 賽一 八出二二・二六 へ申一五・一〇 詩 四四・二四 四一・二 箴一九・一七 又路一二・四八 九太一〇・一七 耶一七・二〇 結 二九 耶七・一〇 ホ利一九・九・一〇、 三三・二二 子申一九・一七 結 二九 耶七・一〇 ホ利一九・九・一〇、 三三・二二 夕太二三・二四 可

三 二五・四 耶三一・二九・三〇 結一八・二〇 馬三・五

四 傲二二・二二 賽一 八出二二・二六 へ申一五・一〇 詩 四四・二四 四一・二 箴一九・一七 又路一二・四八 九太一〇・一七 耶一七・二〇 結 二九 耶七・一〇 ホ利一九・九・一〇、 三三・二二 子申一九・一七 結 二九 耶七・一〇 ホ利一九・九・一〇、 三三・二二 夕太二三・二四 可

五 傲二二・二二 賽一 八出二二・二六 へ申一五・一〇 詩 四四・二四 四一・二 箴一九・一七 又路一二・四八 九太一〇・一七 耶一七・二〇 結 二九 耶七・一〇 ホ利一九・九・一〇、 三三・二二 子申一九・一七 結 二九 耶七・一〇 ホ利一九・九・一〇、 三三・二二 夕太二三・二四 可

イ王下一四・六 代下 二五・四 耶三一・二九・三〇 結一八・二〇 馬三・五 傲二二・二二 賽一 八出二二・二六 へ申一五・一〇 詩 四四・二四 四一・二 箴一九・一七 又路一二・四八 九太一〇・一七 耶一七・二〇 結 二九 耶七・一〇 ホ利一九・九・一〇、 三三・二二 子申一九・一七 結 二九 耶七・一〇 ホ利一九・九・一〇、 三三・二二 夕太二三・二四 可

ソ創三八・九  
ツ得四・一〇  
ホ得四・一二  
ナ得四・六  
ラ得四・七  
ム得四・一一  
ウ申一九・一三  
井利一九・三五、三六  
ノ出二〇・一二  
ク出二七・八  
ヤ詩三六・一  
歳一六  
六 羅三・一八  
マ母則一五・三

六 兄弟きやうだいこれの所ところに入りこれこれを娶めとりて妻つまとなし斯かくしてその夫をつとの兄弟きやうだいたる道みちをこれに盡つくし 而しかしてその婦をんなの生うむところ

七 の初子うひごをもてその死しにたる兄弟きやうだいの後あとを嗣つがしめその名なをイスラエルいすらえの中に絶たえざらしむべし 然しかどその人ひともしその兄きやう

弟だいの妻つまをめとることを肯がへんぜずばその兄弟きやうだいの妻つま門もんにいたりて長老等としよりたちに言いふべし吾夫わがをつとの兄弟きやうだいはその兄弟きやうだいの名なをイスラエ

ルらの中に興たつることを肯がへんぜず吾夫わがをつとの兄弟きやうだいたる道みちを盡つくすことをせずと 然しかる時はその邑まちの長老等としよりたちかれを呼よびよせて

諭さとすべし然しかるも彼堅かたかたく執とりて我われはこれを娶めとることを好このまずと言いはば 九 その兄弟きやうだいの妻つま長老等としよりたちの前まへにて彼かれの側そばにいたり

これが鞋くつをその足あしより脱ぬせその面かほに唾つばして答こたへて言いふべしその兄弟きやうだいの家いへを興たつることを肯がへんぜざる者ものには斯かくのごとくすべ

きなりと 一〇 またその人ひとの名なは鞋くつを脱ぬたる者ものの家いへとイスラエルいすらえの中に稱とへらるべし

二 人二人ひとふたりあひ争あらふ時に一人ひとりの者ものの妻つまその夫をつとを撃うつ者ものの手てより夫をつとを救すくはんとて進すすみより手てを伸のべてその人ひとの

陰所かくしどころを執とらるあらば 一三 汝なんぢその婦をんなの手てを切きりおとすべし之これを憫あはれみ視みるべからず

一四 汝なんぢの囊ふくろの中に一箇ひとつは大きく一箇ひとつは小さき二種ふたいろの權衡石はかりいしをいれおくべからず 汝なんぢの家いへに一箇ひとつは大きく一箇ひとつは小さき

一五 二種ふたいろの升斗ますをおくべからず 唯ただ十分じゅうぶんなる公正たうじしき權衡はかりを有もつべくまた十分じゅうぶんなる公正たうじしき升斗ますを有もつべし然しかせば汝なんぢの神かみエ

一六 ホバの汝なんぢにたまふ地ちに汝なんぢの日永ひながからん 一六 凡おのて斯かる事ことをなす者もの凡おのて正ただしからざる事ことをなす者ものは汝なんぢの神かみエホバこれ

一七 汝なんぢらがエジプトいより出いできたりし時ときその路みちにおいてアマレクなんぢが汝なんぢに爲なしたりし事ことを記憶おぼえよ 一八 即すなはち彼かれらは汝なんぢを

一八 途みちに迎むかへ汝なんぢの疲つかれ倦うたるに乘じやうして汝なんぢの後うしろなる弱よわき者もの等どもを攻せめ撃うり斯かくかれらは神かみを畏おそれざりき 一九 然しかば汝なんぢの神かみエホバ

一九 汝なんぢに與あたへて産業さんげんとなさしめたまふ地ちにおいて汝なんぢの神かみエホバなんぢにその周ま圍わりの敵てきを盡つくく攻せめふせて安やす泰たならしめたま

ふに至らば汝アマレクの名を天が下より塗抹て之をおぼゆる者なからしむべし

第二十六章

一 汝その神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地にいりこれを獲てそこに住にいたらば

二 汝の神エホバの汝に與へたまへる地の諸の土産の初を取て筐にいれ汝の神エホバのその名を置ん

三 とて選びたまふ處にこれを携へゆくべし 而して汝當時の祭司に詣り之にいふべし我は今日なんぢの神エホバ

四 に申さん我はエホバが我らに與へんと我らの先祖等に誓ひたまひし地に至れりと 然る時は祭司汝の手よりそ

五 の筐をとりて汝の神エホバの壇のまへに之を置べし 汝また汝の神エホバの前に陳て言べし我先祖は憫然なる

一人のスリア人なりしが僅少の人を將てエジプトに下りゆきて其處に寄寓をりそにて終に大にして強く人口お

七六 ぼき民となれり 然るにエジプト人我らに害を加へ我らを惱まし辛き力役を我らに負せたりしに因て 我等

八 先祖等の神エホバに向ひて呼はりければエホバわれらの聲を聽き我らの艱難と勞苦と虐遇を顧みたまひ 而し

九 てエホバ強き手を出し腕を伸べ大なる威赫と徴證と奇跡とをもてエジプトより我らを導きいだし この處に我

一〇 らを携へいりてこの地すなはち乳と蜜との流るゝ地を我らに賜へり エホバよ今我なんぢが我に賜ひし地の産

二 物の初を持きたれりと斯いひて汝その筐を汝の神エホバの前にそなへ汝の神エホバの前に禮拜をなすべし 而

して汝は汝の神エホバの汝と汝の家に降したまへる諸の善事のためにレビ人および汝の中間なる旅客とともに

樂むべし

三 第三年すなはち十に一を取の年に汝その諸の産物の什一を取りレビ人と客旅と孤子と寡婦とにこれを與へ

て汝の門の内に食ひ飽しめたる時は 汝の神エホバの前に言べし我は聖物を家より執いだしましたレビ人と客旅

イ出二七・一四 申一六・一〇 鐵三・二 創四三・一、二、 へ創四六・二七 申 七・一五 五、三九、四三一 申五・一五  
ロ出二三・一九、三四 九 四五・七、一一 一〇・三二 又出二二・三七、五一、 ル申四・三四 八、一六、一一  
二六民一八・一三 八申二二・五 ホ何一二・二二 ト創四六・一、六 徒 一三・三、一四、一六 ヲ出三・八 申二二・七、一二、一  
カ申一四・二八、二九

ヨ利二七・三〇 民 夕詩一九・一四二、一、一、一、何九・四 ツ出二〇・一九 二八・九 ラ出一九・六 申七 ム書四一 一八・二四 一五三・一七六 ソ察六三・一五 照二 未出六・七、一九・五 ナ申四・七、八、二八・ 六、二八・九 彼前 ウ番八・三二 ノ出二〇・二五 書八 利七二〇、二二、一三 申七・六、一四・二、 一詩二四八・一四 二・九 井申一・二九 書八 三〇 三二

と孤子と寡婦とにこれを與へ全く汝が我に命じたまひし命令のごとくせり我は汝の命令に背かずまたこれを忘れざるなり 我はこの聖物を喪の中に食ひし事なくまた汚穢たる身をもて之を携へ出し、事なくまた死人のためにこれを贈りし事なきなり我はわが神エホバの言に聽したがひて凡て汝が我に命じたまへるごとく行へり 願くは汝の聖住所なる天より臨み觀汝の民イスラエルと汝の我らに與へし地とに福祉をくだしたまへ是は汝がわれらの先祖等に誓ひたまひし乳と蜜との流るゝ地なり

一六 今日汝の神エホバこれらの法度と律法とを行ふことを汝に命じたまふ然ば汝心を盡し精心を盡してこれを守りおこなふべし 今日なんぢエホバを認めて汝の神となし且その道に歩みその法度と誠法と律法とを守り一八 その聲に聽したがはんと語り 今日エホバまたその言しごとく汝を認めてその寶の民となし且汝にその諸の誠命を守れと言たまへり エホバ汝の名譽と聲聞と榮耀とをしてその造れる諸の國の人にまさらしめたまはん 汝はその神エホバの聖民となることその言たまひしごとくならん

### 第二十七章

一 モーセ、イスラエルの長老等とともにありて民に命じて曰ふ我が今日なんぢらに命ずることの誠命を汝ら全く守るべし 汝らヨルダンを濟り汝の神エホバが汝に與へたまふ地にいる時は大なる石の汝にたまふ地なる乳と蜜の流るゝ國に汝いるを得ること汝の先祖等の神エホバの汝に言たまひしごとくならん 四 即ち汝らヨルダンを濟るにおよばゞ我が今日なんぢらに命ずるその石をエバル山に立て石灰をその上に塗べし 五 また其處に汝の神エホバのために石の壇一座を築くべし但し之を築くには鐵の器を用ゐるべからず 汝新石

七 もて汝の神エホバのその壇を築きその上にて汝の神エホバに燔祭を獻ぐべし 汝また彼處にて酬恩祭を獻げ

八 その物を食ひて汝の神エホバの前に樂むべし 汝この律法の諸の言語をその石の上に明白に書すべし

九 モーセまた祭司たるレビ人とともにイスラエルの全家に告て曰ふイスラエルよ謹みて聽け汝は今日汝の神

一〇 エホバの民となれり 然ば汝の神エホバの聲に聽従ひ我が今日汝に命する之が誠命と法度をおこなふべし

一一 その日にモーセまた民に命じて言ふ 汝らがヨルダンを渡りし後是らの者ゲリジム山にたちて民を祝す

一二 べし即ちシメオン、レビ、ユダ、イツサカル、ヨセフおよびベニヤミン また是らの者はエバル山にたちて

一三 祝詛ことをすべし即ちルベン、ガド、アセル、ゼブルン、ダンおよびナフタリ レビ人大聲にてイスラエルの

人々に告て言べし

一四 偶像は工人の手の作にしてエホバの憎みたまふ者なれば凡てこれを刻みまたは鑄造りて密に安置く人は詛

一五 はるべしと民みな對へてアーメンといふべし その父母を輕んずる者は詛はるべし民みな對てアーメンといふ

一六 べし その鄰の地界を侵す者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 盲者をして路に迷はしむる者

一七 は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 客旅孤子および寡婦の審判を枉る者は詛はるべし民みな對へ

一八 てアーメンといふべし その父の妻と寢る者はその父を辱しむるなれば詛はるべし民みな對へてアーメンとい

一九 ふべし 凡て獸畜と交る者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし その父の女子またはその母の

女子たる己の姉妹と寢る者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし その妻の母と寢る者は詛はるべし

イ申二六・一八 ニ申三三・一〇 香八 四一六・二三 五・ト出三〇・二二、三二 一利一九・一四 一利一八・二二、三〇 一利一八・一七、二〇 三出二〇・二三、三一

ロ申一一・二九 香八 三三三 但九・一一 八 祭四四・九 何 申二一・一八 申一〇・一八、二四 申一〇・一五 二七 民三五・三

三三三 土九・七 ホ出二〇・四、二三 一三・二一 申一〇・一八、二四 申一〇・一五 二七 民三五・三

ハ申一一・二九 香八 三四・一七 利一九 へ民五・二二 耶一一 申一九・一四 續 一七 馬三・五 一利一八・九、二〇 夕出二三・七、八 申

三三三 四、二六・一 申 五 哥前一四・二六 二二・二八 一七

一〇・一七、一六、ソ出五・二六、利ナ詩二八・一、四、詩一〇七・三八、一、非利二六・七、八、母才彼三・一〇、マ民六・二七、代下七、九、彼一〇・三二、  
 一九、結三二・一二、二六・三、彼五五・二、ラ創三九・五、二七・三、一、二八、後三二・三八、三九、ク申一五・一〇、・一四、彼六三・一、ヨ利二六・四、申一一、  
 レ申二八・一五、詩二六・一九、ム申二八・一一、創三、彼一〇・三二、四、詩八九・二三、ヤ出一九・五、六、申九、但九・一八、一、九、  
 一一九・二一、耶申二八・一五、亞一、二二・二七、四九、提前四・八、申二八・二五、七六、二六・一八、ケ申一一・二五、エ申一四・二九、  
 一一・三、加三・一〇、六、二五、申七・一三、ウ詩二二・八、ノ利二五・二一、一九、二九・一三、フ申二八・四、三〇、テ申一五・六、

二四 民みな對へてアーメンといふべし 暗の中にその鄰を撃つ者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし  
 二五 報酬をうけて無辜者を殺してその血を流す者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし この律法の  
 二六 言を守りて行はざる者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし

第二十八章

一 汝もし善く汝の神エホバの言に聽したがひ我が今日なんぢに命するその一切の誠命を守りて行はば汝の神エホバ汝をして地の諸の國人の上に立しめたまふべし 汝もし汝の神エホバの言に聽したるがふ時はこの諸の福祉汝に臨み汝におよばん 汝は邑の内にても福祉を得田野にても福祉を得ん また汝の胎の産汝の地の産汝の家畜の産汝の牛の産汝の羊の産に福祉あらん また汝の飯籃と汝の捏盤に福祉あらん 汝は入にも福祉を得出るにも福祉を得べし 汝の敵起て汝を攻るあればエホバ汝をして之を打敗らしめたまふべし彼らは一條の路より攻きたり汝の前にて七條の路より逃はしらん エホバ命じて福祉を汝の倉庫に降しまた汝が手にて爲ところの事に降し汝の神エホバの汝に與ふる地においてエホバ汝を祝福たまふべし 汝もし汝の神エホバの誠命を守りてその道に歩まばエホバ汝に誓ひしごとく汝を立て己の聖民となしたまふべし 然る時は地の民みな汝がエホバの名をもて稱へらるゝを視て汝を畏れん エホバが汝に與へんと汝の先祖等に誓ひたまひし地においてエホバ汝の佳物すなはち汝の身の産と汝の家畜の産と汝の地の産とを饒にしたまふべし エホバその寶の藏なる天を啓き雨をその時にしたがひて汝の地に降し汝の手の諸の行爲に祝福をたまはん汝は許多の國々の民に貸ことをなすに至らん借

二三 ことなかるべし エホバ汝をして首とならしめたまはん尾とはならしめたまはじ汝は只上におらん下には居じ

汝もし我が今日汝に命ずる汝の神エホバの誠命に聽したがひてこれを守りおこなはゞかならず斯のごとくなるべ

二四 し 汝わが今日汝に命ずるこの言語を離れ右または左にまがりて他の神々にしたがひ事ふることをすべからず

二五 汝もし汝の神エホバの言に聽したがはず我が今日なんぢに命ずるその一切の誠命と法度とを守りおこなは

二六 ずば此もろもろの呪詛汝に臨み汝におよぶべし 汝は邑の内にも詛はれ田野にても詛はれん また汝の

二七 飯籃も汝の捏盤も詛はれん 汝の胎の産汝の地の産汝の牛の産汝の羊の産も詛はれん 汝は入にも詛は

れ出るにも詛はれん

二八 エホバ汝をしてその凡て手をもて爲ところにおいて呪詛と恐懼と譴責を蒙らしめたまふべければ汝は滅び

二九 て速かに亡はてん是は汝悪き事をおこなひて我を棄るによりてなり エホバ疫病を汝の身に着せて遂に汝を

三〇 その往て得るところの地より滅ぼし絶たまはん エホバまた癆瘵と熱病と傷寒と瘡疾と刀劍と枯死と汚腐とを

三一 もて汝を撃なやましたまふべし是らの物汝を追ひ汝をして滅びうせしめん 汝の頭の上なる天は銅のごとくに

三二 なり汝の下なる地は鐵のごとくになるべし エホバまた雨のかはりに沙と灰とを汝の地に降せたまはん是らの

物天より汝の上に下りて遂に汝を滅ぼさん

三三 エホバまた汝をして汝の敵に打敗られしめたまふべし汝は彼らにむかひて一條の路より進み彼らの前にて

七條の路より逃はしらん而して汝はまた地の諸の國にて虐遇にあはん 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

- イ 賽九・二四、一五 一三 馬二・二
- 口 申五・三三、一一 二 申二八・二
- 一六 一六 申二八・三
- ハ 利二六・一四 哀二 へ 馬二・二
- 二七 但九・一一、ト 律則一四・二〇 噯 一四・一三
- リ 利二六・二五 耶 一四・一〇
- 二四・一〇 二四・一〇
- 一七、三七 申三三 六 詩七九・二 耶 九、一五・二六
- 三〇 賽三〇・一七 七、三三、一六、四、レ 律則五・六 詩七八 一 伯三二・一〇 耶八
- カ 耶一五・四、二四 三四・二〇 六六
- 九 結二三・四六 六六
- タ 申二八・三五 出九 九 耶四・九 一 伯三一・八 耶一二
- ツ 伯五・一四 賽五九 二 三 摩五・一一



米六・一五 番一・ム申二〇・六 二六・一六 耶五・オ申二八・二七 二五・七、二一代下 ヤ申四二八、二八・二四・九、二五・九 フ米六・一五 番一・六  
一三 ウ詩二一九・八二 一七 ク王下一七・四、六、 三三・一一、三六・ 六四 耶一六・一三 亞八・一三 コ耳一・四  
ラ申二〇・六 井申二八・五一 利 ノ申二八・六七 二四・二二、二四、 六、二〇 マ王上九・七、八 耶ケ詩四四・一四 エ哀一・五

二七 ならん然るもこれを逐はらふ者あらじ エホバまたエジプトの瘍瘡と痔と癰と瘰とをもて汝を撃たまはん汝は

二八 これより愈ることあらじ エホバまた汝を撃ち汝をして狂ひ且目くらみて心に驚き慄れしめたまはん 汝は

二九 警者が暗にたどることとく眞晝においても尙たどらん汝その途によりて福祉を得ることあらじ汝は只つねに虐げら

三〇 れ掠められんのみ汝を救ふ者なかるべし 汝妻を娶る時は他の人これと寢ん汝家を建るもその中に住ことを得

三一 ず葡萄園を作るもその葡萄を摘とることを得じ 汝の牛汝の目の前に宰らるゝも汝は之を食ふことを得ず汝の

三二 驢馬は汝の目の前にて奪ひさられん再び汝にかへることあらじ又なんぢの羊は汝の敵の有とならん然ど汝にはこ

三三 れを救ふ道あらじ 汝の男子と汝の女子は他邦の民の有とならん汝は終日これを慕ひ望みて目を喪ふに至らん

三四 汝の手には何の力もあらじ 汝の地の産物および汝の勞苦て得たる物は汝の識ざる民これを食はん汝は只つね

三五 に虐げられ窘められん而已 汝はその目に見るところの事によりて心狂ふに至らん エホバ汝の膝と脛とに

悪くして愈ざる瘍瘡を生ぜしめて終に足の蹠より頭の頂にまでおよぼしたまはん

三六 エホバ汝と汝が立たる王とを携へて汝も汝の先祖等も知ざりし國々に移し給はん汝は其處にて木または石

三七 なる他の神々に事ふるあらん 汝はエホバの汝を遣はしたまふ國々にて人の詫異む者となり諺語となり諷刺と

三八 ならん 汝は多分の種を田野に携へ出すもその刈とるところは少かるべし蝗これを食ふべければなり 汝

三九 葡萄園を作りてこれに培ふもその酒を飲ことを得ずまたその果を斂むることを得じ蟲これを食ふべければなり

四〇 汝の國には遍く橄欖の樹あらん然ど汝はその油を身に膏ことを得じ其果みな墮べければなり 汝男子女子

四一 を擧ぐるもこれを汝の有とすることを得じ皆擡へゆかるべければなり 汝の諸の樹および汝の地の産物はみな

蝗これを取て食ふべし 汝の中間にある他國の人はますます高くなりゆきて汝の上に出で汝はますます卑くな

りゆかん 彼は汝に貸ことをせん汝は彼に貸ことを得じ彼は首となり汝は尾とならん この諸の災禍汝に

臨み汝を追ひ汝に及びてつひに汝を滅ぼさん是は汝その神エホバの言に聽したがはず其なんぢに命じたまへる

誠命と法度とを守らざるによるなり 是等の事は恒になんぢと汝の子孫の上にありて徴證となり人を驚かす者

となるべし なんぢ萬の物の豊饒なる中にて心に歡び樂みて汝の神エホバに事へざるに因り 飢ゑ渴きかつ裸になり

萬の物に乏しくしてエホバの汝に攻きたらせたまふところの敵に事ふるに至らん彼鐵の軛をなんぢの頸につけて

遂に汝をほろぼさん 即ちエホバ遠方より地の極所より一の民を鵬の飛がごとくに汝に攻きたらしめたまは

ん是は汝がその言語を知らざる民 その面の猛惡なる民にして老たる者の身を顧みず幼稚者を憐ます 汝の

家畜の産と汝の地の産を食ひて汝をほろぼし穀物をも酒をも油をも牛の産をも羊の産をも汝のために遺さずして

終に全く汝を滅さん その民は汝の全國において汝の一切の邑々を攻圍み遂にその汝が頼む堅固なる高き石垣

をことごとく打圮し汝の神エホバの汝にたまへる國の中なる一切の邑々をことごとく攻圍むべし 汝は敵に圍

まれ烈しく攻なやまさるゝによりて終にその汝の神エホバに賜はれる汝の胎の産なる男子女子の肉を食ふにいた

らん 汝らの中の柔生育にして軟弱なる男すらもその兄弟とその懐の妻とその遺れる子女とを疾視 自己の

食ふその子等の肉をこの中の誰にも與ふることを好まざらん是は汝の敵汝の一切の邑々を圍み烈しく汝を攻なや

イ申二八・一二 八 結一七・三、一二何 四七・六 六二八・二九 耶

口申二八・一三 哀一 ホ申三二・一五 二、二三 路一九 八・一 一、九 哀二・二

ハ申二八・一五 へ形九・三五、三六、三 四三 又七・一三 傳八・ 七、六二・八 〇、四一〇

ニ察八・一八 結一四 ト耶二八・一四 二、二 哀四・一九 ル代下三六・一七 祭 加利二六・二九 王下 多申一五・九

レ申二八・五四  
ソ創四九・一〇  
ツ出六・三  
ネ但九・一二  
ナ申七・一五  
ラ申一〇・二二 尼九・ウ申三〇・九 耶三二・二四  
二二三  
ム申四・二七  
ウ申三〇・九 耶三二・二四  
四一  
井彼一・二六  
賽一・二四  
ノ利二六・三三 申四・二七、二八 尼一・二七、二八 九・四  
オ申二八・三六  
ク申二八・三四  
ヤ利二六・三六  
マ利二六・一六  
ケ申二八・三四  
フ伯七・四  
コ申一七・一六  
エ耶四三・七 何八・一三、九・三

五六 まして何物をも其人に遺さざればなり 又汝らの中の柔生育にして纖弱なる婦女すなはちその柔生育にして

五七 纖弱なるがために足の跡を土につくるとをも敢てせざる者すらもその懐の夫とその男子とその女子とを疾視

己の足の間より出る胞衣と己の産ところの子を取て密にこれを食はん是は汝の敵なんぢの邑々を圍み烈しく

これを攻なやますによりて何物をも得ざればなり

五八 汝もしこの書に記したるこの律法の一切の言を守りて行はず汝の神エホバと云榮ある畏るべき名を畏れず

五九 ば エホバ汝の災禍と汝の子孫の災禍を烈しくしたまはん其災禍は大にして久しくその疾病は重くして久しか

六〇 六〇 るべし エホバまた汝が懼れし疾病なるエジプトの諸の疾病を持きたりて汝の身に纏ひ附しめたまはん

六二 た此律法の書に載ざる諸の疾病と諸の災害を汝の滅ぶるまでエホバ汝に降したまはん 汝らは空の星のごとく

六三 に衆多かりしも汝の神エホバの言に聽したがはざるによりて残り寡に打なさるべし エホバさきに汝らを善し

六四 て汝等を衆くすることを喜びしごとく今はエホバ汝らを滅ぼし絶すことを喜びたまはん汝らは其往て獲ところの

六五 地より拔さらるべし エホバ地のこの極よりの國々の中に汝を散したまはん汝は其處にて汝も汝の

六六 先祖等も知ざりし木または石なる他の神々に事へん その國々の中にありて汝は安寧を得ずまた汝の足の跡を

六七 休むる所を得じ其處にてエホバ汝をして心慄き目昏み精神亂れしめたまはん 汝の生命は細き糸に懸るが

六八 如く汝に見ゆ汝は夜晝となく恐怖をいだき汝の生命おほつかなしと思はん 汝心に懼るゝ所によりまた目に

見る所によりて朝においては言ん嗚呼夕ならば善らんとまた夕においては言ん嗚呼朝ならば善らんと エホバ

なんぢを舟にのせ彼の昔わが汝に告て汝は再びこれを見ることあらじと言たるその路より汝をエジプトに曳ゆき

たまはん彼處にて人汝らを賣て汝らの敵の奴婢となさん汝らを買ふ人もあらし

第二十九章

一 エホバ、モーセに命じモアブの地にてイスラエルの子孫と契約を結ばしめたまふその言は斯の

ことし是はホレブにてかれらと結びし契約の外なる者なり

二 モーセ、イスラエルの全家を呼あつめて之に言けるは汝らはエホバがエジプトの地において汝らの目の前

にてバロとその臣下とその全地とに爲たまひし一切の事を觀たり 即ち其大なる試煉と徴證と大なる奇跡とを

汝目に觀たるなり 然るにエホバ今日にいたるまで汝らの心をして悟ることなく目をして見ることなく耳をし

て聞ことなからしめたまへり 四十年の間われ汝らを導きて曠野を通りしが汝らの身の衣服は古びず汝の足の

鞋は古びざりき 汝らはまたパンをも食はず葡萄酒をも濃酒をも飲ざりき斯ありて汝らは我が汝らの神エホバ

なることを知り 汝らこの處に來りし時へシボンの王シホンおよびバシヤンの王オグ我らを迎へて戦ひしが

我らこれを打敗りて その地を取りこれをルベン人とガド人とマナセの半支派とに與へて産業となさしめたり

九 然ば汝らこの契約の言を守りてこれを行ふべし然れば汝らの凡て爲ところに祥あらん

一〇 汝らはみな今日なんぢらの神エホバの前に立つ即ち汝らの首領等なんぢらの支派なんぢらの長老等および

汝らの牧司等などイスラエルの一切の人 汝らの小き者等汝らの妻ならびに汝らの營の中にをる客旅など凡て

汝のために薪を割る者より水を汲む者にいたるまで皆エホバの前に立て 汝の神エホバの契約に入んとし又汝

の神エホバの汝にむかひて今日なしたまふところの誓に入んとす 然ばエホバさきに汝に言しごとくまた汝の

先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓ひしごとく今日なんぢを立て己の民となし己みづから汝の神となりたまはん

イ申五・二・三 二發六・九・一〇・六三 弗四・一八 撒後二 へ申八・四 二五 三・一 又申四・六 番一・七 ヲ書九・二一・三三・二  
口出一九・四 二七 約八・四三 一・二二 一・二二 申八 子民二一・二三・三四、リ民三三・三三 申三 王上二・三  
ハ申四三四・七・一九 徒二八・二六・二七 ホ申一・三・八・二 三三三 申二・三三、 一・二二・二三 申三 王上二・三  
ル審一・七 七  
ワ尼一〇・二九

カ出六・七  
ヨ創一七・七  
タ申二八・九

レ耶三一・三一、三二、 未徒八・二三 來一二  
三三 來八・七、八 二五 ム察三〇・一  
ソ徒二・三九 哥前七 ナ耶三・二七、七二、四 井詩四七・一  
・一四 ラ民一五・三九 傳 ノ詩七九・五 結二三  
ツ申一一・一六 一一・九 二二五  
オ申九・一四 耶二〇・二六  
ク太二四・五一 ク王上九・八、九  
ヤ詩一〇七・三四 耶 二二・八、九  
一七・六 番二・九  
マ創一九・二四、二五

二四 我はたゞ汝らと而已此契約と誓とを結ぶにあらず 今日此にてわれらの神エホバの前に我らとともに

二六 たちをる者ならびに今日われらとともに此にたち居ざる者ともこれを結ぶなり 我らは如何にエジプトの地に

二七 住をりしか如何に國々を通り來りしか汝らこれを知り 汝らはまた木石金銀にて造れる憎むべき物および偶像

二八 のその國々にあるを見たり 然ば汝らの中に今日その心に我らの神エホバを離れて其等の國々の神に往て事ふ

二九 る男 女宗族 支派などあるべからず又なんぢらの中に葶藶または茵陳を生ずる根あるべからず 斯る人はこ

三〇 の呪詛の言を聞もその心に自ら幸福なりと思ひて言ん我はわが心を剛愎にして事をなすも尙平安なり終には醉飽

と嫉妬の火これが上に燃えまたこの書にしるしたる災禍みなその身に加はらんエホバつひにその人の名を天が下

三二 より抹さりたまふべし エホバすなはちイスラエルの諸の支派の中よりその人を分ちてこれに災禍を下しこの

律法の書にしるしたる契約中の諸の呪詛のごとくしたまはん

三三 汝等の後に起る汝らの子孫の代の人および遠き國より來る客旅この地の災禍を見またエホバがこの地に

流行せたまふ疾病を見て言ところあらん 即ち彼ら見るにその全地は硫黄となり鹽となり且燒土となりて種も

三三 蒔れず産する所もなく何の草もその上に生ぜずして彼の昔エホバがその震怒と忿恨とをもて毀ちたまひしソド

三三 ム、ゴモラ、アデマ、ゼポイムの毀たれたると同じかるべければ 彼らも國々の人もみな言んエホバ何とて斯

三三 この地になしたるやこの烈しき大なる震怒は何事ぞやと その時人應へて曰ん彼らはその先祖たちの神エホバ

三六 がエジプトの地より彼らを導きいだして彼らと結びたるその契約を棄て 往て己の識ずまた授らざる他の神々  
 三七 に事へてこれを拜みたるが故なり 是をもてエホバこの地にむかひて震怒を發しこの書にしるしたる諸の災禍  
 三八 をこれに下し 而してエホバ震怒と忿恨と大なる憤怨をもて彼らをこの地より拔とりてこれを他の國に投やれ  
 三九 りその狀今日のごとし 隱微たる事は我らの神エホバに屬する者なりまた顯露されたる事は我らと我らの子孫  
 に屬し我らをしてこの律法の諸の言を行はしむる者なり

第三〇章

一 我が汝らの前に陳たるこの諸の祝福と呪詛の事すでに汝に臨み汝その神エホバに逐やられたる  
 二 諸の國々において此事を心に考ふるにいたり 汝と汝の子等ともに汝の神エホバに起かへり我  
 三 が今日なんぢに命ずる所に全たく循がひて心をつくし精神をつくしてエホバの言に聽したがはゞ 汝の神エホ  
 四 バ汝の俘擄を解て汝を憐れみ汝の神エホバ汝を顧みその汝を散し、國々より汝を集めたまはん 汝たとひ天涯  
 五 に逐やらるゝとも汝の神エホバ其處より汝を集め其處より汝を携へかへりたまはん 汝の神エホバ汝をしてそ  
 の先祖の有ちし地に歸らしめたまふて汝またこれを有つにいたらんエホバまた汝を善し汝を増て汝の先祖よりも  
 六 衆からしめたまはん 而して汝の神エホバ汝の心と汝の子等の心に割禮を施し汝をして心を盡し精神をつく  
 七 して汝の神エホバを愛せしめ斯して汝に生命を得させたまふべし 汝の神エホバまた汝の敵と汝を惡み攻る者  
 八 とにこの諸の災禍をかうむらせたまはん 然ど汝は再びエホバの言に聽したがひ我が今日なんぢに命ずるその  
 九 一切の誠命を行ふにいたらん 然る時は汝の神エホバ汝をして汝が手をかくる諸の物と汝の胎の産と汝の家畜  
 の産と汝の地の産に富しめて汝を善したまはん即ちエホバ汝の先祖たちを悦びしごとく再び汝を悦びて汝を

イ但九・二一、二三、一 下七・二〇 詩五二 二申二八、 へ尼一・九 賽五五、 一 詩一〇六、四、五、一 三三  
 四 五 箴二・二二 ホ申四・二九、三〇 王 七 哀三・四〇 耳 二六・二、四、耶二九 子詩一四七・二 耶 一 申二八・六、四、尼一、 三三、三九 結一  
 口王上一四・一五 代 八利二〇・六 上八・四七、四八 二・二二、二三 一四 哀三・二二、 三三、三七 結三四 九  
 二・二二、二三 一四 哀三・二二、 三三、三七 結三四 九

一〇 善よしたまはん 是こは汝なんぢその神かみエホバの言ことばに聽きしたがひ此この律法おきての書ふみにしるされたる誠命いましめと法度のりを守り心こころをつくし  
精神せいしんを盡つくして汝なんぢの神かみエホバに歸きするによりてなり

一一 我われが今日けふなんぢに命めいずる誠命いましめは汝なんぢが理會さとがたき者ものにあらずまた汝なんぢに遠とほき者ものにあらず  
是こは天てんに在あらね

一二 汝なんぢは誰たれか我われらのために天てんにのほりてこれを我われらに持もちくたり我われらにこれを聞きせて行おこなはせんかといふにおよばず

一三 また是これは海うみの外そとにあるならねば汝なんぢは誰たれか我われらのために海うみをわたりゆきてこれを我われらに持もちきたり我われらにこれを  
聞きせて行おこなはせんかといふにおよばず

一四 是この言ことばは甚はなだ汝なんぢに近ちかくして汝なんぢの口くちにあり汝なんぢの心こころにあれば汝なんぢこれを行おこなふ  
ことを得えべし

一五 視みよ我われ今日けふ生命いのちと福徳さいはひおよび死しと災禍わざはひを汝なんぢの前に置おけ 即すなはち我われ今日けふ汝なんぢにむかひて汝なんぢの神かみエホバを愛あいしそ

一六 の道みちに歩あゆみその誠命いましめと法度のりと律法おきてを守まもることを命めいずるなり然しかなれば汝なんぢ生ながらへてその數衆かずおほくならんまた汝なんぢの  
神かみエホバ汝なんぢが往ゆて獲うるところの地ちにて汝なんぢを祝福めいみたまふべし 然しかど汝なんぢもし心こころをひるがへして聽從きしたがはず誘いざなはれて

一七 他ほかの神かみ々々を拜をがみまたこれに事つかへなば 我われ今日けふ汝なんぢらに告つぐ汝なんぢらは必かならず滅ほろびん汝なんぢらはヨルダンを渡わたりゆきて獲うる  
ところの地ちにて汝なんぢの目を永ながうすることを得えざらん 我われ今日けふ天てんと地ちを呼よび證あかしとなす我われは生命いのちと死しおよび祝福めいみと

一八 呪詛のろひを汝なんぢらの前に置おけ汝なんぢ生命いのちをえらぶべし然しかせば汝なんぢと汝なんぢの子孫こゝろ生存いきならふることを得えん 即すなはち汝なんぢの神かみエホバを愛あい  
してその言ことばを聽きき且かつこれに附從つきたがふべし斯かくする時ときは汝なんぢ生命いのちを得えかつその日ひを永ながうすることを得えエホバが汝なんぢの先祖せんぞ

一九 アブラハム、イサク、ヤコブに與あへんと誓ちかひたまひし地ちに住すむことを得えん

二〇 茲こゝにモーセ往ゆてイスラエルの一切すべの人ひとにこの言ことばをのべたり 即すなはちこれに言いけるは我われは今日けふすで

第三一章 茲こゝにモーセ往ゆてイスラエルの一切すべの人ひとにこの言ことばをのべたり 即すなはちこれに言いけるは我われは今日けふすで

に百二十歳なれば最早出入をすること能はず且またエホバ我にむかひて汝はこのヨルダンを濟ることを得ずと宣

へり 汝の神エホバみづから汝に先だちて渡りゆき汝の前よりこの國々の人を滅ぼしさりて汝にこれを獲させ

たまふべしまたエホバのかつて宣まひしごとくヨシユア汝を率ゐて濟るべし エホバさきにアモリ人の王シホ

ンとオグおよび之が地になしたる如くまた彼らにも爲てこれを滅ぼしたまはん エホバかれらを汝らの前に付

したまふべければ汝らは我が汝らに命ぜし一切の命令のごとくこれに爲べし 汝ら心を強くしかつ勇め彼らを

懼るゝ勿れ彼らの前に慄くなかれ其は汝の神エホバみづから汝とともに往きたまへばなり必ず汝を離れず汝を

棄たまはじ 斯てモーセ、ヨシユアを呼びイスラエルの一切の人の目の前にてこれに言ふ汝はこの民とともに

往き在昔エホバがかれらの先祖たちに與へんと誓ひたまひし地に入るべきが故に心を強くしかつ勇め汝彼らに

これを獲させることを得べし エホバみづから汝に先だちて往きたまはんまた汝とともに居り汝を離れず汝を

棄たまはじ懼るゝ勿れ驚くなかれ

九 モーセこの律法を書きエホバの契約の櫃を昇ところのレビの子孫たる祭司およびイスラエルの諸の長老等

に授けたり 而してモーセ彼らに命じて言けるは七年の末年すなはち放釋の年の節期にいたり 結茅の節に

二 おいて イスラエルの人皆なんぢの神エホバの前に出んとてエホバの選びたまふ處に來らんその時に汝イスラ

エルの一切の人の前にこの律法を誦てこれに聞すべし 即ち男子女子等および汝の門の内なる他國の人など

一切の民を集め彼らをしてこれを聽かつ學ばしむべし然すれば彼等汝らの神エホバを畏れてこの律法の言を守り

イ民二七・一七	王上	・二八	リ申一・二九、七・二八	ワ出一三・二二、二二	五	ナ書八・三四、三五	王	井申三一・二二三	民
三・七			又申二〇・四	三三・一四	申九・三	下二三・二	尼八・	二七・一九	
ロ民二〇・二二、二七	八申三・二二		ル書一・五來一三・五	カ書一・五九	代上	一七一八		ノ出三三・九	
・一三	申三・二七		ナ申三・二二、三三	申一	二八・二〇	レ申一・五・一		オ母後七・二二	
ハ申九・三			ナ書一〇・二五	代上	・三八、三・二八	ヨ民四・五	書三・三	ク出三二・六	
ニ民二七・二二	申三		二二・二三	代上	一五・一、二、一	ツ申一六・一六		ヤ出三四・一五	士



二・一七  
 申三三・一五 士 七二・二〇  
 二・二二、一〇・六、フ代下二五・二  
 申三三・二〇 詩 三九・二三  
 一〇四・二九 賽八・ 二九・三三  
 一七、六四・七 結 七六・二三  
 民一四・四二  
 申三一・一七  
 申三一・二六  
 申三三・一五 九 申三一・一六  
 二五、二六 何一三 申三一・一七  
 申三一・一七 申三一・一七  
 申五・三、一三・五、 申三一・一四  
 六

二三 行はん 一三 又た彼らの子等のこれを知ざる者も之を聞て汝らの神エホバを畏るゝことを學ばん汝らそのヨルダンを濟りゆきて獲ところの地に存ふる日の間つねに斯すべし

二四 エホバまたモーセに言たまひけるは視よ汝の死る日近しヨシユアを召てともに集會の幕屋に立て我かれに

二五 命ずるところあらんとモーセとヨシユアすなはち往て集會の幕屋に立けるに エホバ幕屋において雲の柱の中

二六 に現はれたまへりその雲の柱は幕屋の門口の上に駐まれり エホバ、モーセに言たまひけるは汝は先祖たちと

二七 ともに寝らん此民は起あがりその往ところの他國の神々を慕ひて之と姦淫を行ひかつ我を棄て我が彼らとむすび

二七 し契約を破らん 一七 その日には我かれらにむかひて怒を發し彼らを棄て吾面をかれらに隠すべければ彼らは吞ほ

二八 ろぼされ許多の災害と艱難かれらに臨まん是をもてその日に彼ら言ん是等の災禍の我らにのぞむは我らの神エホ

二八 巴われらとともに在さざるによるならずやと 然るも彼ら諸の悪をおこなひて他の神々に歸するによりて我そ

二九 の日にはかならず吾面をかれらに隠さん 然ば汝ら今この歌を書きイスラエルの子孫にこれを教へてその口に

三〇 念せしめ此歌をしてイスラエルの子孫にむかひて我の證とならしめよ 我かれらの先祖たちに誓ひし乳と蜜の

三〇 流るゝ地にかれらを導きいらんに彼らは食ひて飽き肥太るにおよばゞ翻へりて他の神々に歸してこれに事へ我を

三一 輕んじ吾契約を破らん 而して許多の災禍と艱難彼らに臨むにいたる時はこの歌かれらに對ひて證をなす者と

三二 ならん其はこの歌かれらの口にありて忘るゝことなかるべければなり我いまだわが誓ひし地に彼らを導きいらざ

三三 るに彼らは早く已に思ひ量る所あり我これを知ると モーセすなはちその日にこの歌を書てこれをイスラエル

三三 の子孫に教へたり エホバまたヌンの子ヨシユアに命じて曰たまはく汝はイスラエルの子孫を我が其に誓ひし

地に導きいるべきが故に心を強くしかつ勇め我なんぢとともに在べしと

二四 モーセこの律法の言をことごとく書に書し終るすことを終る時 二五 モーセ、エホバの契約の櫃を昇ところ

二六 のレビ人に命じて言けるは 二七 この律法の書を取りて汝らの神エホバの契約の櫃の傍にこれを置き之をして汝に

二八 むかひて證をなす者たらしめよ 二九 我なんぢの悖る事と頑梗なるを知る見よ今日わが生存へて汝らとともにあ

三〇 る間すら汝らはエホバに悖れり況てわが死たる後においてをや 三二 汝らの諸支派の長老等および牧伯たちを吾許

三三 に集めよ我これらの言をかれらに語り聞せ天と地とを呼てかれらに證をなさしめん 三六 我しる我が死たる後には

三九 汝ら必らず惡き事を行ひ我が汝らに命ぜし道を離れん而して後の日に災害なんぢらに臨まん是なんぢらエホバの

四〇 惡と觀たまふ事をおこなひ汝らの手の行爲をもてエホバを怒らするによりてなり

三〇 かくてモーセ、イスラエルの全會衆にこの歌の言をことごとく語り聞せたり

第三二章

一 天よ耳を傾むけよ我語らん地よ吾口の言を聽け 二 わが教は雨の降るがごとし吾言は露のおくが  
三 ごとく雲の若艸の上にふるごとく細雨の青艸の上にくだるが如し 三 我はエホバの御名を頌揚ん我

四 らの神に汝ら榮光を歸せよ 四 エホバは誓にましましてその御行爲は完くその道はみな正しまた眞實ある神にま

五 しまして惡きところ無し只正くして直くいます 五 彼らはエホバにむかひて惡き事をおこなふ者にてその子には

六 あらず只これが玷となるのみ其人と爲は邪僻にして曲れり 六 愚にして智慧なき民よ汝らがエホバに報ゆること

七 是のごとくなるかエホバは汝の父にして汝を贖ひまた汝を造り汝を建たまはずや 七 昔の日を憶え過にし世代の

イ申三一、七番一・六 二〇 一九 何九・九 一九、三一・二八 詩七二・六米五・七 夕母後二二・三一 九二・一五  
ロ申三一・九 へ出三二・九申九・六 詩五〇・四 耶一・二 力代上二九・一一 レ但四・三七 黙一・五 ネ申三一・二九 九二・一五  
ハ王下二二・八 二申三〇・一九、三三 耶二・二二、六・一九 母後二二・三三、三三 三 ナ太一七・一七 路九・ 井申三二・一五 察  
ニ申三一・一九 又申二八・一五 三 耶一八・二、三、一 三 耶一〇・一〇 四一 勝二・一五 二七・一一、四四・二  
ホ申九・二四、三三 三三 申三三・五 士三 申四・二六、三〇 哥前三・六一八 四六 哈一・二二 詩 一六・一六、二二 一六

ノ出二三・一四 詩 七七八・七一 四六・四、六三九 少解四九・一一 申三三・六 賽五一・ 毛利一七・七 詩一〇 二夏二・六 詩三一・六 耶八、  
 四四・二、七八・三、 マ申八・一五 耶二・ 何一一・三 申三三・二九 賽五 四四・二 二〇 歌九・二〇 へ賽三〇・九 太一七、 一九、一〇・八、  
 才創一一・八 ケ申四・三六 八・一四 結三六・二 ヲ母前二・二九 申三三・二一 一七 徒一四・二五  
 ク亞九・二 徒一七・ 詩一七・八 傲七・二 ヲ伯二九・六 詩八一 申三三・二〇 尼九 又母後二二・四七 詩 ス賽一七・一〇 申三三・一六 詩七 何一・二〇 賽一〇・  
 二六 亞二・八 二六 二五 詩一七・一〇 八九・二六、九五・一 イ耶二・三三 八・五八 一 九  
 ヤ出二五・一六、一九 出二九・四 申一・ ア詩八一・一六、一四 耶二・七、五・七、二 ヒ王上一四・二二 哥 口士二・一四 子母前二・二二 王 又耶一五・一四、一七、  
 ・五 母前二〇・一 三一 賽三一・五、 七・一四 八 何一三・六 前二〇・二二 八 賽一・二 上二六・一三、二六 四 夏四・一一

八 年を念へよ汝の父に問べし彼汝に示さん汝の中の年老に問べし彼ら汝に語らん 至高者人の子を四方に散して

九 萬の民にその産業を分ちイスラエルの子孫の數に照して諸の民の境界を定めたまへり エホバの分はその民に

一〇 してヤコブはその産業たり エホバこれを荒野の地に見これに獸の吼る曠野に遇ひ環りかこみて之をいたはり

二 眼の珠のごとくにこれを護りたまへり 鷗のその巢雛を喚起しその子の上に翱翔ごとくエホバその羽を展て彼

三 らを載せその翼をもてこれを負たまへり エホバは只獨にてかれを導きたまへり別神はこれとともならざりき

二四 エホバかれに地の高處を乗とほらせ田園の産物を食はせ石の中より蜜を吸しめ磐の中より油を吸しめ 牛

の乳羊の乳羔羊の脂バシヤンより出る牡羊 牡山羊および小麥の最も佳き者をこれに食はせたまひき汝はま

二五 た葡萄の汁の紅き酒を飲り 然るにエシユルンは肥て踢ことを爲す汝は肥太りて大きくなり己を造りし神を棄

一六 て己が救拯の磐を輕んず 彼らは別神をもて之が嫉妬をおこし憎むべき者をもて之が震怒を惹く 彼らが

一七 犠牲をさゝぐる者は鬼にして神にあらす彼らが識ざりし鬼神近頃新に出たる者汝らの遠つ親の畏まさりし者なり

一八 汝を生し磐をば汝これ棄て汝を造りし神をば汝これを忘る エホバこれを見その男子女子を怒りてこれ

二〇 を棄たまふ すなはち曰たまはく我わが面をかれらに隠さん我かれらの終を觀ん彼らはみな背き悖る類の者

二二 眞實あらざる子等なり 彼らは神ならぬ者をもて我に嫉妬を起させ虚き者をもて我を怒らせたれば我も民なら

三 ぬ者をもて彼らに嫉妬を起させ愚なる民をもて彼らを怒らせん 即ちわが震怒によりて火燃いで深き陰府に燃

三三 いたりまた地とその産物とを焼つくし山々の基をもやさん 我禍災をかれらの上に積かさね吾矢をかれらにむ

三四 かひて射つくさん 彼らは饑て瘦おとろへ熱の病患と悪き疫とによりて滅びん我またかれらをして獸の齒にか

三五 からしめ地に匍ふ者の毒にあたらしめん 外には劔内には恐惶ありて少き男をも少き女をも幼兒をも白髪の人

三六 をも滅ぼさん 我は曰ふ我彼等を吹掃ひ彼らの事をして世の中に記憶らるゝこと無らしめんと 然れども我

三七 は敵人の怒を恐る即ち敵人これを見あやまりて言ん我らの手能くこれを爲り是はすべてエホバの爲るにあらずと

三八 彼らはまつたく智慧なき民なりその中には知識ある者なし 嗚呼彼らもし智慧あらば之を了りてその身の

三九 終を思慮らんものを 彼らの誓これを賣すエホバこれを付さずば争か一人にて千人を逐ひ二人にて萬人を敗る

四〇 ことを得ん 彼らの誓は我らの誓にしかず我らの敵たる者等も然認めたり 彼らの葡萄酒の樹はソドムの葡萄

四一 の樹またゴモラの野より出たる者その葡萄は毒葡萄その球は苦し その葡萄酒は蛇の毒のごとく蝮の悪き毒の

四二 ごとし 是は我の許に蓄へあり我の庫に封じこめ有にあらずや 彼らの足の躓かん時に我仇をかへし應報を

四三 なさんその災禍の日は近く其がために備へられたる事は迅速にいたる エホバつひにその民を鞠きまたその僕

四四 に憐憫をくはへたまはん其は彼らの力のすでに去うせて繋がれたる者も繋がれざる者もあらずなれるを見たまへ

四五 ばなり エホバ言たまはん彼らの神々は何處にをるや彼らが頼める誓は何處ぞや 即ちその犠牲の膏油を食

四六 ひその灌祭の酒を飲たる者は何處にをるや其等をして起て汝らを助けしめ汝らを護しめよ 汝ら今觀よ我こそ

四七 は彼なり我の外には神なし殺すこと活すこと撃つこと愈すことは凡て我是を爲す我手より救ひ出すことを得る者あ

四八

イ賽二六・一五 一五 哥後七・五 二二二 〇・一、五三・三 三三 二二二 何一三・一二二 ム士二・一八 詩一〇 井士一〇・一四 耶二・  
口詩七・一二、一三 結 へ結二〇・一三、一四、又申五・二九 詩八一・ 一三、一〇七、四三 一〇 代下二四・ 一三、一〇七、四三 一〇 耳二・一四 二八  
五・二六 二二二 一三、一〇七、四三 一〇 代下二四・ 一三、一〇七、四三 一〇 耳二・一四 二八  
ハ哈三・五 ト耶一九・四 路一九・四二 二四 賽三〇・一七 一三 詩一四〇・三 羅三・ 一九來一〇・三〇 ウ王上一四・一〇、二 四一・四、四八・一  
二利二六・二二 二二二 一三、一〇七、四三 一〇 代下二四・ 一三、一〇七、四三 一〇 耳二・一四 二八  
ホ哀一・二〇 結七、 一三、一〇七、四三 一〇 代下二四・ 一三、一〇七、四三 一〇 耳二・一四 二八  
リ賽二七・一一 耶四、 一三、一〇七、四三 一〇 代下二四・ 一三、一〇七、四三 一〇 耳二・一四 二八  
ヲ詩四四・一二 賽五 三母四・八 耶四〇 ツ伯一四・一七 耶二、 一三、一〇七、四三 一〇 耳二・一四 二八  
ラ詩一三五・一四 八、一四・二六 才申四・三五 賽四五、

五、一八、二二  
 七、伯五、一八詩  
 六八、二〇何六、一  
 ヤ創一四、二二出六、  
 八、民一四、三〇  
 マ賽二七、二、三四  
 五、六六、一六  
 結二、九、一〇、  
 一八、五、三三、二、  
 申三三、四一  
 ア申六、六、一一、一八  
 結四〇、四  
 サ申三〇、二九、利  
 一八、五、三三、二、  
 申三四、一  
 二二、四、二二  
 一〇、五  
 民二七、二二、一三  
 民三三、四七、四八  
 申三四、一  
 民二〇、二五、二八、  
 三三、三八  
 民二〇、一一、一  
 三、二七、一四  
 申利一〇、三  
 二二、四、二二  
 民二〇、二五、二八、  
 三三、三八  
 民二〇、一一、一  
 三、二七、一四  
 申利一〇、三  
 二二、四、二二  
 民二〇、二五、二八、  
 三三、三八  
 民二〇、一一、一  
 三、二七、一四  
 申利一〇、三

四〇 四〇 我天にむかひて手をあげて言ふ我は永遠に活く 四一 我わが閃爍く刃を磨ぎ審判をわが手に握る時はかな

四二 四二 らず仇をわが敵にかへし我を悪む者に返報をなさん 四二 我わが箭をして血に酔しめ吾劍をして肉を食しめん即ち

四三 四三 殺るゝ者と擄らるゝ者の血を之に飲せ敵の髪おほき首の肉をこれに食はせん 四三 國々の民よ汝らエホバの民のた

めに歡悦をなせ其はエホバその僕の血のために返報をなしその敵に仇をかへしその地とその民の汚穢をのぞきた

まへばなり

四四 四四 モーセ、ヌンの子ヨシユアとともに到りてこの歌の言をことごとく民に誦きかせたり 四五 モーセこの言語

をことごとくイスラエルの一切の人に告をばりて 四六 これに言けるは我が今日なんぢらに對ひて證するこの一切

の言語を汝ら心に藏め汝らの子等にこの律法の一切の言語を守りおこなふことを命すべし 四七 抑この言は汝ら

には虚しき言にあらず是は汝らの生命なりこの言によりて汝らはそのヨルダンを濟りゆきて獲ところの地にて

汝らの生命を永うすることを得るなり 四八 この日にエホバ、モーセに告て言たまはく 四九 なんぢ 汝エリコに對するモアブの地のアバリム山に登りてネボ山

にいたり我がイスラエルの子孫にあたへて産業となさしむるカナンの地を觀わたせよ 五〇 なんぢ 汝はその登れる山に死

て汝の民に列ならん是汝の兄弟アロンがホル山に死てその民に列りしごとくなるべし 五一 こは汝らチンの曠野な

るカデシのメリバの水の邊においてイスラエルの子孫の中間にて我に悖りイスラエルの子孫の中に我の聖きこと

を顯さざりしが故なり 五二 然ども汝は我がイスラエルの子孫に與ふる地を汝の前に觀わたすことを得ん但しその

地には汝いることを得じ

第三三章

- 一 神の人モーセその死る前にイスラエルの子孫を祝せりその祝せし言は是のごとし云く エホバ、
- 二 シナイより來りセイルより彼らにむかひて昇りバランの山より光明を發ちて出で千萬の聖者の中間
- 三 よりして格りたまへりその右の手には輝やける火ありき エホバは民を愛したまふ其聖者は皆その手にあり皆
- 四 その足下に坐りその言によりて起あがる モーセわれらに律法を命ぜり是はヤコブの會衆の産業たり 民の
- 五 首領等イスラエルの諸の支派あひ集れる時に彼はエシユルンの中に王たりき ルベンは生ん死はせじ然どその
- 六 人數は寡少ならん ユダにつきては斯いふエホバよユダの聲を聴きこれをその民に引かへしたまへ彼はその手
- 七 をもて己のために戦はん願くは汝これを助けてその敵にあたらしめたまへ レビについては言ふ汝のトンミム
- 八 とウリムは汝の聖人に歸す汝かつてマツサにて彼を試みメリバの水の邊にてかれと争へり 彼はその父または
- 九 その母につきて言り我はこれを見ずと又彼は自己の兄弟を認すまた自己の子等を顧みざりき是はなんぢの言に遵
- 一〇 がひ汝の契約を守りてなり 彼らは汝の式例をヤコブに教へ汝の律法をイスラエルに教へ又香を汝の鼻の前に
- 一 二 そなへ燔祭を汝の壇の上にさゝぐ エホバよ彼の所有を祝し彼が手の作爲を悦びて納れたまへ又起てこれに
- 一 三 逆らふ者とこれを惡む者との腰を摧きて復起あがることあたはざらしめたまへ ベニヤミンについては言ふエ
- 一 四 ホバの愛する者安然にエホバとともにあり日々にその庇護をかうむりてその肩の間に居ん ヨセフについては
- 一 五 言ふ願くはその地エホバの祝福をかうむらんことを即ち天の寶物なる露淵の底なる水 日によりて産する寶物

イ詩九〇・  
口創四九・二八  
ハ出一九・一八、二〇  
士五・四、五 哈三・  
三 七、八 詩四七・四  
二 詩六八・一七 但七・

一〇 徒七・五三 加  
三・一九 來二・二  
默五・一一、九・一六  
ホ出一九・五 申七・  
七、八 詩四七・四  
何一一・一 馬一・二

へ 申七・六 母則二・九  
詩五〇・五  
ト路一〇・三九 徒  
二二・三三  
チ彼二・一  
リ約一・一七、七・一九  
カ詩一四六・五

又 詩一九・一一  
ル申三二・一五  
ヲ創三六・三二 士九・  
二、二七、六  
ワ創四九・八  
レ創二九・三二 代上  
一七・二七 伯三七・

ヨ 出二八・三〇  
タ 出二七・七 民二〇・  
一三 申八・二、三、  
一六 詩八一・七  
レ創二九・三二 代上  
七・九 一、二、二四・

二 四  
二 四 馬二・七  
ナ 出三〇・七、八 民  
一六・四〇 母則二・  
二八  
ラ 利一・九、一三、一七

八 結四四・二三、  
二 四 馬二・七  
詩五一・一九 結  
四三・二七  
母後二四・二三 詩  
二〇・三 結三〇・  
四〇、四一、四三、  
二七

ウ制四九・二五 三〇・三五 四四・五 一二・八 一六六・八 耶一〇・六 二民二三・九 耶二三・ 子母後七・二五  
 井制二七・二八 ヤ制四九・二六 四代上五・一 五創四九・一三一・一五 五書四・一二 比伯二九・六 八六・八 耶一〇・六 六、三三・一六 六、三三・一六 六、三三・一六 又母後二二・四五  
 ノ制四九・二六 ケ民二三・二二 詩 二詩二・三 一書一九・四七 士 一八・二七 七申八・九 九申八・九 一〇四・三 一〇四・三 一〇四・三 又母後二二・四五  
 才哈三・六 九二・一〇 詩 一書一九・四七 士 一八・二七 七申八・九 九申八・九 一〇四・三 一〇四・三 一〇四・三 又母後二二・四五  
 ク出三・二、四 徒七・ 王上三二・二一 詩 一書一九・四七 士 一八・二七 七申八・九 九申八・九 一〇四・三 一〇四・三 一〇四・三 又母後二二・四五

一五 月によりて生ずる寶物 古山の巔の寶物 老嶽の寶物 地の寶物 地の中の産物 および柴の中に居たま

一七 ひし者の恩恵などヨセフの首に臨みその兄弟と別になりたる者の頂に降らん 彼の牛の首出はその身に榮光

一八 ありてその角は兇の角のごとく之をもて國々の民を衝たふして直に地の四方の極にまで至る是はエフライムの萬

一九 萬是はマナセの千々なり 彼らは國々の民を山に招き其處にて義の犠牲を獻げん又海の中に盈る物を得て食ひ沙の中に

二〇 居て快樂を得よ 彼らは國々の民を山に招き其處にて義の犠牲を獻げん又海の中に盈る物を得て食ひ沙の中に

二一 藏れたる物を得て食はん ガドについては言ふガドをして大ならしむる者は讚べき哉ガドは獅子のごとくに伏

二二 し腕と首の頂とを搔裂ん 彼は初穂の地を自己のために選べり其處には大將の分もこもれり彼は民の首領等と

二三 ともに至りイスラエルとともにエホバの公義と審判とおこなへり ダンについては言ふダンには小獅子のごと

二四 くバシヤンより跳り出づ ナフタリについては言ふナフタリよ汝は大に福祉をかうむりエホバの恩恵にうるほ

二五 ふて西と南の部を獲ん アセルについては言ふアセルは他の子等よりも幸福なりまた其兄弟等にこえて恵まれ

二六 その足を膏の中に浸さん 汝の門門は鐵のごとく銅のごとし汝の能力は汝が日々に需むるところに循はん

二七 エシユルンよ全能の神のごとき者は外に無し是は天に乘て汝を助け雲に駕てその威光をあらはしたまふ

二八 永久に在す神は住所なり下には永遠の腕あり敵人を汝の前より驅はらひて言たまふ滅ぼせよと イスラエ

二九 ルは安然に住をりヤコブの泉は穀と酒との多き地に獨り在らんその天はまた露をこれに降すべし イスラエル

よ汝は幸福なり誰か汝のごとくエホバに救はれし民たらんエホバは汝を護る楯汝の榮光の劍なり汝の敵は汝に

諂ひ服せん汝はかれらの高處を踐ん

第三四章

斯てモーセ、モアブの平野よりネボ山にのぼりエリコに對するビスガの巔にいたりければエホバ

之にギレアデの全地をダンまで見し ナフタリの全部エフライムとマナセの地およびユダの全地

を西の海まで見し 南の地と棕欄の邑なるエリコの谷の原をゾアルまで見したまへり 而してエホバかれに

言たまひけるは我がアブラハム、イサク、ヤコブにむかひ之を汝の子孫にあたへんと言て誓ひたりし地は是なり

我なんぢをして之を汝の目に觀ることを得せしむ然ど汝は彼處に濟りゆくことを得ずと 斯の如くエホバの僕

モーセはエホバの言の如くモアブの地に死り エホバ、ベテペオルに對するモアブの地の谷にこれを葬り給へ

り今日までその墓を知る人なし モーセはその死たる時百二十歳なりしがその目は朦ますその氣力は衰へざり

き イスラエルの子孫モアブの地において三十日のあひだモーセのために哭泣をなしけるがモーセのために哭

き哀しむ日つひに満り

ヌンの子ヨシユアは心に智慧の充る者なりモーセその手をこれが上に按たるによりて然るなりイスラエル

の子孫は之に聽したがひエホバのモーセに命じたまひし如くおこなへり イスラエルの中にはこの後モーセの

ごとき預言者おこらざりきモーセはエホバが面を對せて知たまへる者なりき 即ちエホバ、エジプトの地にお

いてかれをバロとその臣下とその全地とにつかはして諸々の徴證と奇蹟を行はせたまへり またイスラエルの

一切の人の目の前にてモーセその大なる能力をあらはし大なる畏るべき事を行へり

申命記 をはり

イ申三三・一三 民二七・二三 四七申三三・四九 ハ申三三・二七	ニ創一四・一四 ホ申一一・三四 士一・一六 代下二八・一五	ト創一一・七 一五・一八 二六・三 申三三・二七 又九	五二 リ申三三・五〇 書一・ 一〇 卷一四・一〇 三三 又九	ル申三一・二 一〇 卷一四・一〇 一〇	ワ列五〇・三 二〇・二九 民二七・一八 二八・二三 三三 三	タ申一八・一五 一八 出三三・一一 一・六 八 申五・ 五	ソ申四・三四・七 一九
--	--	---	--	------------------------------	---	---	----------------